

参議院財政金融委員会会議録第二号

平成二十二年十月二十一日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 幸久君
理事 大久保 勉君
大塚 耕平君
愛知 治郎君
佐藤ゆかり君
荒木 清寛君

委員

尾立 源幸君
風間 直樹君
金子 洋一君
川上 義博君
櫻井 充君
田中 直紀君
中谷 智司君
水戸 将史君
鴻池 祥肇君
塚田 一郎君
西田 昌司君
野上浩太郎君
林 芳正君
古川 俊治君
丸川 珠代君
竹谷とし子君
中西 健治君
大門実紀史君
中山 恭子君

衆議院議員

財務金融委員長

国務大臣

財務大臣

野田 佳彦君

石田 勝之君

副大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(金融))
自見庄三郎君

内閣府副大臣
東 祥三君
櫻井 充君

財務副大臣
文部科学副大臣
笹木 竜三君

大臣政務官
内閣府大臣政務官
園田 康博君

内閣府大臣政務官
和田 隆志君

財務大臣政務官
尾立 源幸君
農林水産大臣政務官
松木けんこう君

事務局側

常任委員会専門員
大嶋 健一君

政府参考人

経済産業大臣官
房商務流通審議官
深野 弘行君

中小企業庁長官
高原 一郎君

参考人

日本銀行総裁
白川 方明君

本日の会議に付した案件

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○財政及び金融等に関する調査

○今後の財政運営方針と財源確保に関する件
(為替相場をめぐる我が国の対応に関する件)
(デフレ脱却のための対応策に関する件)

(中小企業金融に関する件)
(ゆうちょ銀行の経営に関する件)
(総合取引所構想に関する件)

○委員長(藤田幸久君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院財務金融委員長石田勝之君から趣旨説明を聴取いたします。石田勝之君。○衆議院議員(石田勝之君) おはようございます。衆議院の財務金融委員長の石田勝之でございます。

ただいま議題となりました法律案につきましては、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本年四月以降に発生が確認された口蹄疫は、関係者の懸命の努力により八月に終息宣言がなされましたが、我が国の家畜防疫史上最大級の被害をもたらした、これにより、宮崎県及びその周辺地域の経済全体が深刻な打撃を受けております。

本法律案は、このような状況にかんがみ、「必要な税制上の措置を講ずる」とした口蹄疫対策特別措置法第二十七条を踏まえて、被害を受けた発生農家等の税負担の軽減を図り、地域の基幹産業である畜産業の早期の再建を目指して緊急に対応すべき措置を講じようとするものであります。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。本法律案は、個人又は法人が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間内に、家畜伝染病予防法第五十八条の規定による手当金や口蹄疫対策特別措置法第六條第九項の規定による補てん金等の交付を受けた場合

合に、当該交付を受けた手当金等について、税制上、次の特例措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等の交付を受けた日の属する年分の当該交付により生じた所得に対する所得税を免除することとしております。

第二に、法人が交付を受けた手当金等については、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとしております。これにより、当該手当金等に係る利益の額に相当する金額に対しては法人税が課されないこととなります。

以上が本法律案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤田幸久君) ありがとうございます。以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(藤田幸久君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として経済産業大臣官房商務流通審議官深野弘行君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○愛知治郎君 おはようございます。自民党の愛知治郎でございます。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭でございますが、昨日からですか、鹿児島県の奄美地方において大変な、記録的な豪雨により大変な被害が出ていると伺っております。まずもって、亡くなられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に対してお見舞い申し上げますと存じます。政府におきましては、万全の対応をさせていただきましますようお願い申し上げます。

主党政権が誕生して一年と少しがたつております。その間、私自身はこの財政金融委員会にずっと所属をさせていただいておつたんですが、大臣がお替わりになられましたと今度で三人目の大臣、野田大臣が就任されたということになっております。基本的には、民主党政権という基本的な形は変わっていかないで、その点については確認をしながらやっていきたいと思つております。一日、野田大臣から、今後の財政政策等を運営するに当たつての基本的な考え方を伺いました。一昨日伺つたということもありますので、そういった基本的なことですね、私もまだそんなに準備ができていないので、基本的なことだけ今日は伺いたいというふうに思います。

まず、その中でおつたのが、国債発行に過度に依存した財政運営はもはや困難であるとおつたやつていました。そのとおりだと私も思います。今後の議論なんですけれども、財源しっかりと議論しなくちゃいけない、消費税を含め税制全体の議論を進めていかなきゃいけない。私もこれはやらなくちゃいけないというふうに思います。ただ一方で、予算編成に当たつては、無駄遣いの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策、効果の高い政策に重点配分する財源を確保することは必要ということもおつたやつております。

ここで確認なんですけれども、そもそも去年の総選挙において民主党さんが国民に約束をしていたのは、予算の組替えと無駄遣いの根絶によつて、様々な政策ありましたね、子ども手当とか高校の無償化、高速の無料化、戸別所得補償など様々な政策、それらはすべて予算の組替えと無駄遣いの根絶で財源は確保できると、それを前提に約束をされてました。

こゝまで、国民、有権者もそういう子どもも手当等の政策、財源大丈夫なのか、もし国の財政がそれだけ厳しいのであれば賛成はしなかつた、ただ、民主党さんが大丈夫だと言つてから一票を投じたという方は本当に多かつたと思います。こゝ

は一番大事なところだと思つてすけれども、厳しい状況というのは分かっていますが、この公約、そもそもの予算の組替えと無駄遣いの根絶で様々な政策の財源は確保できると約束したこの約束は今でも生きているのか、そのことを改めて伺いたいと思つてます。

○国務大臣(野田佳彦君) 愛知筆頭理事にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、二〇〇九年の民主党マニフェストというのは、子ども手当等新しい施策を実行するために新たにお金を使う要素と、今御指摘いただいたとおり無駄遣いをなくしながら財源を確保していくという要素と、二種類の柱から成るマニフェストでございました。税収の落ち込み等大変厳しい中でございましたけれども、子ども手当、高等学校の授業料無償化あるいは農家の戸別所得補償等、マニフェストの主要事項、当初は初年度で七・一兆円ほど使えればよいということとで三・一兆円に圧縮をして実施をするということとなりました。

その財源については、各府省から昨年の十月十五日までに要求を出していただく段階で一・三兆円の歳出削減を行う、あるいは事業仕分等にも工夫を凝らしながら、約、同規模の三・三兆円、新たな財源を確保することによつて三・一兆円、初年度分のマニフェストの実施に充てたということとでございます。七・一兆円から比べると十分ではないかもしれませんが、初年度はそういう形で財源を確保しながら事業を行うという姿勢で臨ませていただきました。

○愛知治郎君 数字をいろいろ、取り組んではおられるのは分かるんですけども、はっきりと分かりやすく言つてほしいんですね。財源が確保できるかできないかなんです、実際のところ。

まず、ちよつと質問の視点、言い方を変えますと、去年約束されたのは、改めてもう何度も見ると、去年約束されたのは、やっぱりこれなんです、ベースが。これには、一番最初に、すべての

ベースとして書いてあるのは、無駄遣いの削減と予算の組替えで財源を確保できるという話で、しかも、二十五年まで十六・八兆円は新たな財源としてこれは確保できるという約束をされていたんです。この数字について、この目標、約束についてはどうなんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 十六・八というのは、これは政権を預らせていただいてから四年間というところでございます。まだ二年目でございますので、引き続き、財源確保、無駄遣いを改めるためにチャレンジをさせていただき、特にちよつど今、年末に向けて二十三年度の予算編成を行つていますが、その中でも努力をさせていただきたいと思つたんです、行政刷新会議の事業仕分も第三ラウンドで、特別会計も仕分の対象になりました。

そういう動きをしっかりと見ながら、財源を我々としては確保していきたいというふうに思つてます。

○愛知治郎君 ここが一番大事なところで、旗を降ろしてないんですね。つまり、十六・八兆円に向かつてまだ取り組んでいっていると、頑張つています、過程ですということですよ。つまり、それはどうということかという、十六・八兆円、まだ確保できるということを前提に今やつていっているということよろしいんですね。

○国務大臣(野田佳彦君) 目標は掲げておりますので、それに向かつて全力で頑張るということですが、途中の段階で財源の制約等があつて困難だった場合には、きちつと国民の皆さんには御説明をさせていただきたいと思つてます。

○愛知治郎君 そうですね、ちゃんとそこははっきりと申し上げていただいて、修正するならば修正する、できないならできないとしっかりと謝罪をしてから修正をするべきだということに考えております。

実は、こういうことを言つたのも、旗を降ろさない以上、もちろん消費税含めて増税の議論はしなくちゃいけないと思つて、財政のことを考えれば、ただ、民主党さんがこの旗を降ろさない

それから、租税特別措置の見直しについてでございますけれども、マニフェストでは二・七兆円の財源を捻出すると書いてございます。これも四四年度の年間ということなんです、二十二年度税制改正においては、政策税制措置の三分の一に当たる八十二項目を見直しの対象として、これらの半分に当たる四十一項目について廃止、縮減を行わせていただきました。租税特別措置の見直しについてはいわゆるふるいという、いわゆる基本方針を作っておりますので、その基本方針の二つと

は、これは政策の朋印しの一環だと思っております。

足りませんでした。その政策の目的達成の手段と

いものですから数字を言うことは妥当ではないと

○愛知治郎君 具体的な数字はこれから積み上げということですが、ただ、どれだけ期待しているか、当て込んでいくかというのは大事な話で、先ほどから申し上げておりますとおり、予算の組替えと無駄遣いの削減で、根絶で財源が確保できる、その財源を賄うためにやっている、それがどれぐらいなのかというのは非常に大きなことだと思っておりますので、改めて、どれぐらいを期待しているのか、認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(野田佳彦君) 期待はしていますが、水準や程度を言うのは私の立場からはいかがかと思っておりますので、失礼をします。

○愛知治郎君 分かりました。

じゃ、ちょっと視点を変えます。もう一方で、この事業仕分の在り方を考え直す必要はないか、いんじゃないかという我々の主張でもあるんですが、今までは、初年度、一番最初は我々の自民党政権下での予算についていろいろ仕分をしていくということだったんですけども、もはや民主党政権がこの予算を編成している。民主党政権が予算を作ったその予算に対しての事業仕分というのが、屋上屋というか、内々でやっているだけの話なんです。実際は、もう民主党がこういった予算を作って、それに対してしっかりと仕分をしていく、チェックをするということであるならば、是非この国会の場でやるべきじゃないかと我々は考えているんですが、その点についての考え方を聞かせてください。

○大臣政務官(園田康博君) 事業仕分を担当させていただいております政務官としてお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、国会において行政の無駄を削減するためということで、その議論をしつつあり行っているところではあります。当然ながら、政府として予算を作成し、そして国会に提出し、そしてその上で議論をしていただく、その中で様々な無駄の議論、根絶の議論というものはあるかと思っております。

その前提の中で、私どもとしては行政による無駄遣いという、自らその排除をしていく姿勢というものはしっかりと示しているかなければいけないというふうには思っております。国会やあるいは会計検査院などでも行われておりますけれども、私ども行政としても自らその無駄削減の努力というものをしっかりと行っており、また、いろいろな議論をしております。是非よろしく願います。

○愛知治郎君 分かりました。いずれにせよ国会の場でしっかりと議論すべきだと、これはもう党同士いろいろ議論しているところだと思っておりますので、是非よろしく願います。

ちょっと時間がもうあと五分ぐらいしかなくなつたので、税についての議論をさせていただきます。

もちろん財源の話、先ほどの修正も含めて、それを前提なんですけれども、税の議論はしなくちゃいけないというふうには考えておりますが、そもそも、前財務大臣のときに、菅大臣のときに随分やり取りはさせていただいたんですけども、税の基本的な考え方ですね、これを整理しておかなければ税の議論ともに進められないと思っておりますので、改めて確認をしたいと思います。税についてどういふものですが、その定義について認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(野田佳彦君) 租税制度という位置付けでお答えをさせていただきます。租税制度というのは、政府がサービスや様々な提供をする際の財源を調達する機能、これが一番の基本中の基本だろうと思っております。

加えて、最近では、経済政策的なあるいは社会政策的な目的を持った租税という考え方もあると思っております。現実には両方が併用されているんじゃないかと思っております。

○愛知治郎君 そこなんです。原則をしっかりと示してもら。先ほど、前者の話ですね、財源を確保するという機能がある、それが原則ですから。それにプラス社会政策的な効果があると、効

果があることは否定できないですから、それを前提に税をいろいろ議論していくことは大事ですけれども、そもそものはやはり税はどこまで行っても財源を国民の皆さんに御負担をいただいで確保していく、それが税の基本ですから、それを前提に議論をさせていただきたいと思っております。

何度か言いますが、前提ですね、その議論の前提をしっかりと示さないと、原則をしつかりしておかないと議論が錯綜します。よくあるんですけれども、消費税の増徴の発言、いろいろぶれたと言われましたけれども、原則的な部分、しっかりと根拠があれば発言というのはぶれないんですよ。そこがいかげんだからこその場当たり的ないろいろな発言が出てきちゃうんです。これはもう民主党政権すべてにおいて、これはもう財政だけじゃなくて安全保障も含めてな

らなければならない、いろいろな分野で根拠をしっかりと示さなければいけません。しっかりとこは定義をはっきり確定をさせていただきたいと思っております。

次に、税の原則について、これは所信でも野田大臣言っておられるんですが、税の原則については、公平、透明、納得、これを原則として議論をしたいと思います。透明、この透明というのはどういう趣旨で言っておられるのか、どういうことなのか、教えてください。

○国務大臣(野田佳彦君) 委員御指摘のとおり、平成二十二年の税制改正大綱で、公平、透明、納得、この三つの原則に基づいて税制改革をしていくという基本方針を定めています。

その中の透明の部分でありますけれども、まさに税は国家なりという、国民生活に直結をするわけですから、そこは透明度を増して、見える形で議論をしながら議論を集約していくと、そういう心掛けをしていこうということでございます。

○愛知治郎君 是非やっていただきたいと思っておりますし、それはいいことだと思っております。

ただ、では付け加えて申し上げたいと思うんですが、プロセス、もちろん議論の中身も透明にして公開をしていく、あとはどういった議論がなされて最終的にどう決定されているのか、そのプロセスも公開していくということでもよろしいんじゃないか。

○国務大臣(野田佳彦君) 政府税制調査会という、まあ党税調はもう基本的にはなくして、プロジェクトチームはありますけれども、政府税調で最終的には税制改正をまとめていくことになっております。その議論の経過はインターネットでリアルタイムで中継、配信を行うとか、あるいは議事録を迅速に公表する、会議後記者会見を実施する、こういう公開を原則として、透明性の担保をしながら議論を進めさせていただいております。

○愛知治郎君 インターネットとかいろいろな発信をしていくということではあったんですけども、こういった議論は、一番やらなければいけないのは、私は国会の場だと思っております。それは、決まったことを事後的に報告したり、法案として最終的に出してそれをチェックするだけではなくて、議論の過程からしっかりと国会に報告をして、我々もしっかりとそれは是非を判断して、議論をしながら政策決定をしていかなければいけないというふうには思います。

だから、その都度この国会で、こういった税制を考えているんですけどもどうかということをや取りしながら進めていくというのが非常に民主的でありまして、透明性を確保するためにも大事なことなんじゃないかと思っておりますが、どうでしょう。

○国務大臣(野田佳彦君) 愛知委員の御指摘は全く同感です。たまたま今私が政府の立場で物を言っていますが、長い間野党の国会議員として主張してまいりました。税制についてもいろいろな議論を行ってまいりました。やっぱり国会の中から出てきた御議論を踏まえて政府税調でも議論をしていきたいというふうに思います。

○愛知治郎君 大変前向きな回答をいただき

ました。しっかりと議論をしていきたいというふうに思います。是非よろしく願いました。また、これ以降、納得であるとか消費税についても掘り下げて話をしたかったんですが、私の持ち時間がちよつと来てしまいましたので、改めての機会にまた議論をさせていただきたいと思ひます。いずれにいたしましても、是非、この国会の場では是非々々で我々も判断をしていきたいので、議論をさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○佐藤ゆかり君 自由民主党の佐藤ゆかりでございます。財政金融委員会理事を拝命いたしました。よろしく願ひいたします。

本日は一般質疑ということで、明日からG20の財務大臣・中央銀行総裁会議も韓国慶州で開かれることになっているわけですが、金融に関する質問を中心させていただきたいというふうに思ひます。

最近はまだまだ円高が続いている状況にあるわけですが、特にドル・円での円高の問題のみならず、やはり対アジア通貨の円高の問題、これは日本の産業界にとりまして大変大きな問題になっているわけでありまして。日本にとりましての主要アジア通貨といえば当然、人民元、韓国ウォン、タイ・バーツ、シンガポール・ドル等々たくさんあるわけですが、まず事実関係としてお伺いしたいと思ひますが、これらのアジアの主要通貨に対して円が最近どのぐらいの動向にあるか、円高にどれぐらい振れているのか、振れていないのか。そしてまた、この対アジア通貨の円高の状況につきまして、日本の輸出の観点から、そしてまた同時に、このアジア新興諸国の近年の経済競争力の上昇が際立っているわけですが、こうした経済競争力の上昇の観点から、野田財務大臣としては、例えば中国の人民元を始めとしたアジア通貨の今後の姿、あるべき姿などについて、もし御意見があればお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(野田佳彦君) 佐藤理事の御質問にお

答えをしたいと思ひますが、まずアジア通貨の全体的な円レートとの関係が最初の御指摘だったというふうに思ひます。

事実関係から申し上げますと、アジア通貨の、年初からという形で見させていただきましたと、その動向は人民元、韓国ウォン、シンガポール・ドル、タイ・バーツ及びベトナム・ドン、いずれに対しても円は増価傾向にあるということでございます。これは数字はよろしいですか。

○佐藤ゆかり君 おっしゃってください。

○国務大臣(野田佳彦君) じゃ、年初からということでは十月十九日までということですが、人民元が変化率がプラス九・九、これは円の増価という意味ですね、韓国ウォンがプラス一〇・七、シンガポール・ドルがプラス六・二、タイ・バーツがプラス二・四、ベトナム・ドンがプラス一六・九ということでございます。

これについての認識でございますが、とかく委員の御指摘のとおり円・ドルがよく中心的に見られるわけでありまして、アジアとの通貨の関係というの、特に貿易ではライバル関係の国もたくさんございます。FTA、EPAの、例えば韓国からすると我が国は周回遅れでございますので、加えてこの為替の問題がハンデイになるといふことは、基本的にはやはりマイナスイメージというふうに思ひます。

そういう視点を持って、明日から始まるG20、これは先進国だけではなくて新興国も集まっていますので、特にこの新興国については、さきのトロントのサミットでいわゆる通貨の柔軟化を進めるようにという決議がございました。そういう精神を持って議論をさせていただきたいというふうに思ひます。

○佐藤ゆかり君 確かに、来月十一月にはソウルでG20サミットが行われるわけでありましてけれども、今年の六月にはG20のトロント・サミットが行われたわけでありまして。

そこで、大臣、今御答弁いただきましたように、トロント・サミットの宣言文の中には、ちよつと

これ読み上げたいと思ひますが、一部中略させていただきますが、新興黒字国は国の状況に即して次の改革を実施する、中略、根底にある経済のファンダメンタルズを反映するために為替レートの柔軟性を向上させること、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得る、根底にある経済のファンダメンタルズを反映し市場で形成される為替レートは世界経済の安定に資すると、このように採択されたわけでございます。

実際、この採択文の六月のトロント・サミットの背景には、その前週からアメリカの当局が人民元安に対してかなり圧力を掛けてきたという背景もありましてこの文言が採択文の中に入つたというふうな観測も言われている、周知のとおりでありますけれども。

そこで、そのような状況の中で、明日から二十二日、二十三日とG20の財務大臣・中央銀行総裁会議がまず事前協議として開催されるということでありまして。この事前協議、それから十一月のソウル・サミットに関して、実は、一昨日十九日ですけれども、韓国の李明博大統領が、十一月のG20ソウル・サミットの議題に関連して、各国が保護貿易主義に走れば世界経済は苦しくなり、韓国はもつと苦しくなると指摘しています。そしてさらに、為替問題で得意であるよう努力している、というふうな李明博大統領は述べたわけでありまして。

この明日の韓国慶州で行われるG20の会合におきまして、やはり明らかに今ファンダメンタルズに照らして日本の円はミスマライメントが起きているということとは間違いのない事実と思われるわけでありまして、そういう立場に置かれた日本から代表として出席されます野田財務大臣、是非、これは当然ながら、まあ私なりの言葉を言えば平成のプラザ合意といましようか、そういうG20の為替の国際協調の枠組みを当然ながら日本からリーダーシップを取って提案してくるべきではないかというふうな思われまますが、いかがでしようか。

うか。

二十五年前のプラザ合意のときには、当時はアメリカが双子の赤字の問題に苦しんでいたわけでありまして、ドルの救済策としてプラザ合意で日本も押し付けられたというような感もあったわけでありまして。今回につきましては、むしろ、平成のプラザ合意というふうな呼称する呼び方ができるのであれば、是非今のミスマライメントの問題に対して日本が逆に押し付ける番であるというふうな強い立場を取るべきであると思ひますが、野田財務大臣、その用意はありますでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) あしたからのG20は幾つかのセッションが決まっています、例えばIMF改革だとか金融規制改革とかあります。その中で恐らく第一セッションの世界経済ということになるので通貨の議論が行われるだろうと。通貨そのものが今議題になっているわけではございません。そうはいないながらも、今世界経済の中でこの通貨の問題が一番各国の関心事でございますから、これは政策協調どうするかという議論をしっかりとしていきたいと思ひますし、この間のG7では円高が進行する我が国の厳しさはお伝えをし、我が国の取組の説明をしました。今回は、我が国の取組だけではなくて、それぞれちよつと立場の異なる国がありますので、それぞれがどうやって政策協調するのか、その政策的取組のサーベイランスをどうするのか、そういう議論を行っていくことになると思ひますし、積極的にかかわってきたいと思ひます。

○佐藤ゆかり君 為替がテーマの一つではないと、直接的なテーマではないというふうに御答弁いただいたような印象を持ったわけでありましてが、実際、今回のサミットの議長国となる韓国の李明博大統領が今回の十一月のサミットでは為替問題を取り扱ふと、解決に向けたたいという意欲を一昨日十九日に表明されたわけでありまして。そのことを野田大臣は御存じないということでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 李明博大統領がそういう決意を述べられたということは承知をしていますが、あくまでセッシヨンの名前を申し上げただけであります。だから、恐らく世界経済のところまで通貨の議論をするんでしょうという推測を申し上げました。その中では議論をしていきたいと思っています。

○佐藤ゆかり君 ミスアライメントに悩む日本経済、それをつかさどる、通貨をつかさどる財務大臣でありますから、そのようなことを聞いているから参画をしたいというような答弁では余りにも立場が弱過ぎるんじゃないでしょうか。やはり日本からリーダーシップを取って、平成のプラザ合意ぐらいの提案というものを今持ち玉としてあしたお出掛けになったんだかなければ困るんですが、いかがですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 為替や通貨の議論というのは、公式行事だけではなく様々な会合で行う予定になるというふうに思いますし、しっかりとお話をしていきたいと思っています。

○佐藤ゆかり君 お戻りになられて、またその結果については十分に来週にもお伺いできる機会があることを期待したいと思います。是非よろしくお願いいたします。

では次に、日銀が最近、追加的金融緩和をしたわけですが、金融政策について少し質疑を移らせていただきます。

日銀は、十月の五日、政策決定会合で、実質ゼロ金利政策の導入と、それから資産買入の基金の創設と追加的金融緩和措置を決定されたわけでありまして、デフレ克服に向けた強い決意というものを見せているというふうに理解をするわけでありまして、大事なところは、政策的な枠組みの提示もすることながら、やはり腹積もりとして、本当にデフレ克服の意思、強い決意があるかということも大事ではないかというふうに思いますので、少し細かい点ですが、お伺いをしたいと思います。

デフレ克服に当たりまして、物価動向が現状ど

うなっているかという正しい把握というのは極めて大事であると思われるわけですが、そういう中で、日銀が指標として使っておりますCPI、これは実は品質調整の問題がありまして、上方バイアスがあるということは多々指摘がされているとおりであります。

実際、日銀自身も、二〇〇五年の日銀レビューで発表された論文、これは当時の日銀企画局の白塚重典氏が執筆をされたものでありますが、その論文の中で、コアCPIの上方バイアスは当時およそ一ポイント程度ということとを論文の中で発表されておられます。そんなので、九月の閉会中審査では、この質問を私は白川総裁に申し上げまして、近年、このバイアスは縮小はして改善されているものの、しかしながら、一弱程度はあるだろうというような御見解を御答弁されたというふうに記憶いたしております。ゼロではないということとを御答弁されたというふうに記憶をしているわけですが。

もし仮に、足下のコアCPIが、公表される目に見える数字ベースで今はマイナス一程度ということとでありますけれども、この品質調整を實際に加えるのであれば、実際消費者が手にして見る物価の下落率というのはマイナス一・五前後と、仮に品質調整の上方バイアスが〇・五と見れば、マイナス一・五程度というのが実際のデフレ率というふうになるわけですが。

一方、日銀は、中長期的な物価安定の理解で、政策委員の方々のいわゆる理解を示され、コアCPIの中央値がプラス一に置かれております。品質調整を加えての一ということであれば、実際は、現実には〇・五程度、品質調整を引けば、そこを指していると言っても過言ではないわけでありまして、しかし一方で、日銀はゼロ以下のコアCPIは許容しないと、強い決意も文章で示されているわけがあります。

そこで、今月末、十月末に、また定例の日銀によるこの中長期的な物価安定の理解が公表される予定であるというふうな理解をしているわけであ

りますが、この品質調整を加味して、そういうことも実際に加味して、実際の物価安定の理解は政策委員の方々の中央値は今の一ではなくて、一％というのは実質〇・五を意味するわけであると解釈もできるわけでありまして、上げて一・五とか二％を中央値に置いていくと、そういうしつかりと内実共にデフレを脱却するんだというような決意のある物価安定の理解というふうに変更をされるおつもりがあるかどうか、お答えいただきたいと思っています。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

佐藤委員の御質問は、物価指数におけるバイアスという、まあ技術的ですけどもしかし重要な問題を提起されましたので、多少私の答えも技術的な面があることをお許しください。

まず、物価指数のバイアスでございすけれども、これは一定の方法でいえるんなエコノミストが計算をいたしております。先生が御指摘になった白塚氏の研究も含めてございまして、これはかなり以前の研究でございすけれども、一九九〇年の時点の消費者物価指数を基準にして、当時は〇・九という研究がございました。その後二〇〇〇年基準のときに、新指数とそれから旧指数で、この間の格差というもののからバイアスというものを計算してみますと、これは〇・五%であつたというのが数字としてございす。

ただ、いずれにせよ、このバイアスが幾らかということは、ある意味ではバイアスを計算しやすいものを集めましてそれで計算をしていくという手法でエコノミストは計算せざるを得ないということとございまして、ザ・バイアスというものが正確に特定できるわけではございせん。ただ、先生も御指摘のとおり、このバイアスは近年総務省を始め各国の物価作成当局の御努力によって小さくなってきているというのが一般的な認識だというふうに思います。

それから、日本銀行の公表しています中長期的な物価安定の理解でございすけれども、これは今二％以下のプラスで、中心値は一％程度という

形で、これは毎年原則として四月に公表しております。毎回毎回これは点検を行っているというところでございす。

それで、この数字の根拠でございすけれども、我々としては三つのことを念頭に置いております。一つは、先生が御指摘になった物価指数のバイアスでございす。それからもう一つは、これはデフレに陥らないための代りというものを持った方がいいということ。それから三つ目は、国民の物価観といいますか、中長期的な予想インフレ率の動向と、こういったものも加味しております。そうした三つの要素を加味した上で、私どもとしては先ほど申し上げた数字が最適であるというふうな思っております。

ただ、いずれにしましても、物価安定がどういう状況に対応するのかということは、もちろんこれは経済の構造、それから今御指摘の物価指数の作成の仕方にももちろん依存しますので、私どもとしてはこれは毎年毎年四月にきっちり点検していきたいというふうに思っております。

政策の構えとしては、これは先生も御指摘のとおり、日本銀行としては、デフレからできるだけ早く脱却し、物価安定の下での持続的経済成長軌道に復帰するために、これはもう最大限の努力をこれまでも行っていますし、今後とも行っていくという覚悟であることを改めて申し上げます。

○佐藤ゆかり君 今、物価指数において品質バイアスも織り込んだ一％の中央値だというお答えをいただいたように思いますが、しかしながら、実際に私どもが見る、消費者も見るこの物価統計というのはコアCPIでありまして、品質調整がされていないわけでありまして、ですから、中央値で一％、これは品質調整入れて考えた上ですとよと言われても、じゃ、一％ということとは、コアCPIの統計上、照らし合わせるのは一・五を想定しているというふうな解釈しなければいけないということになると思いますが、いっそのこと、非常に解釈が分かりにくいものですから、中央値の物

益性が低い原因は何であるかという質問をさせていただいたわけですが、残念ながら自見大臣からいただいた御答弁は、何か一般的な、どこかの金融機関からも分らないような、金融機関の収益性の問題について何か教科書的に一般論のお答えをいただいたようでありますが、本当に日本金融機関を御覧になっておられるのかなという印象を受けたわけでありまして。

それは、実はこの配付資料、今日お配りさせていただいておりますが、日本の金融機関ですね、アメリカの金融機関のことを伺っていないんです、日本の金融機関の収益性がなぜ低いかという原因に、やはり預貸率が低いという、年々低下しているという現実があるわけでありまして。

これは、グラフの一を御覧いただければ、もう年々下がっていきまして、大手行は今七〇％台まで低下をしている。アメリカ、ヨーロッパも、この下の二番目のグラフで、ヨーロッパはオーバーバンキングで預貸率が一〇〇％以上常にあるわけでありまして、アメリカも九〇％ぐらいあったのが、サブプライムローンの顕在化で、それ以降急速に調整して下がっている現実はあるわけでありまして、このように預貸率が低い。その背景には、やはり資金需要が日本で乏しいんだという、有効需要の欠乏の問題があるということを私は指摘させていただきたいというふうに思うわけでありまして。

そして、同時に、やはり先ほど日銀の白川総裁からも伺いましたが、流動性のわなに金融政策が私の言葉の解釈でいえば陥っている感触があるということを日銀も同じように感じておられるというふうな御答弁いただいたわけでありましてけれども、そのように、ここまで金利を下げてしまつと、当然ゼロに近い金利で利下げをすれば銀行の利ざやも、これは預金金利はもうゼロに近いからそれ以上は下がらないわけですから、貸出金利はまだ下が余地があるわけですから、そうすると利下げに対する金利感応度は貸出金利の方が下がりやすいと、大きいわけですね。ですから、

利ざやが更に縮小して銀行経営を圧迫する。

やはり、極端な低金利というのはよくない。景気を回復させて金利を正常化させる、今はこれをもっと金利下げても景気を良くしなければいけないんですが、そもそも金利の水準そのものが低くて金融政策の自由度が失われているから、いろいろな諸問題、銀行経営の問題も収益性の問題にも波及してきているわけでありまして。

そういう意味では、是非やはり私は指摘したいのは、金融政策だけに押し付けるということではなくて、やはり政府がどうやって景気対策をつくっていくか、そして金利を上げる条件は何か。最後に、政府、経済財政担当の方をお願いしたいと思ひます。

○大臣政務官(和田隆志君) 佐藤委員にお答えいたします。

今委員御指摘のように、金融政策と並んで政府が一体的に需要創出の効果を見込んでいろんな政策を打っていくということの必要性は私どもも認識しているところでございます。

その意味で、今ステップ1、2、3というふうな呼んでおりますが、十月には緊急総合経済対策を取りまとめさせていただいたところでございまして、その中身としての補正予算の審議をこれからお願いすることになろうと思ひますが、その中身の審議の中で、是非、需要創出の点についていろいろな御議論いただければと思ひております。

○委員長(藤田幸久君) 佐藤ゆかり議員、時間を過ぎておりますので、おまとめいただきたいと思ひます。

○佐藤ゆかり君 最後に、実は今日の質問で、最後の質問で、私は経済財政担当大臣に本来であれば御答弁いただく性質の大きなマクロ経済の問題を伺っているわけでありまして、政務官お越しになられて副大臣はおられないというように聞いたんですが、それは事実でしょうか。

○委員長(藤田幸久君) 和田政務官、簡潔にお願いします。

○大臣政務官(和田隆志君) はい。

経済財政担当大臣の下には私、政務官がおるだけでございます。お許しくださいませ。

○佐藤ゆかり君 これから補正予算とかたくさん緊急経済対策をしていかなければいけない大変な経済状況にあつて、菅政権の下で経済財政担当大臣の下に副大臣を置いていない。経済財政担当大臣のポストを空白のまま放置している。この政権の経済立て直しに対する意気込み、本当にあるんでしょうか。私は大きな疑問を感じますが、このことはまた追つて次の機会にでも伺ひしてみたいと思ひます。

ありがとうございました。

○西田昌司君 自民党の西田でございます。

私は、今の佐藤議員の質問にもありましたけれども、今デフレだといひながら政府の方が全くデフレ対策ができていない。そういうことを始め、今の状況というのはまさに民主党のつくつた大不況なんです。言っていることとやっていることが全く違つて、そのことが経済全体に大きなゆがみが生じているんだということを指摘するために質問させていただきます。

まず、そのために、一つ目の質問は、そのでたらめを言つてきたことの典型がガソリン税、揮発油税の暫定税率廃止の話なんです。

私は、二年前の四月、この委員会で質問しまして、今日もここに大塚先生や尾立先生おられますが、そのときは、あなた方が提案されて、野党ではありましたが、あなた方が提案されて、自分たちがこのガソリン税なくすんだと、暫定税率を、さぞ言つておられました。私はそんなこととする財源もないし、どうやってやるんだという矛盾点を随分指摘しましたけれども、我々が政権を取ればできるんだということを言つてこられたんですよ。

ところが、実際政権取つて、野党のときには参議院で法案通しながら、そして政権取つたら何かもうなかったような顔で涼しい顔をされているんですけれども、一体どうなっているのかと。

これは、まあ尾立先生もおられますが、まず財

務大臣、あなたが今責任者でありますからね、このことについてどういふつもりなのか、国民にどういふ説明するのか、まず言ってください。

○国務大臣(野田佳彦君) 西田委員の御指摘のとおり、マニフェストでは暫定税率を初年度から廃止をするということをお約束をしておりますけれども、厳しい財政事情や地球温暖化防止の観点などを勘案し、当分の間は税率水準を維持するという措置となりました。この間については、この経緯については当時の鳩山総理からも御説明をし、国民の皆様におわびをしたということでございます。

○西田昌司君 それは全く詭弁であつて、前のが、すなわち言つたことが詭弁であつたということ、でたらめ言つてきたということを認めないと、そんな今のような現下の経済状況とか、そんなの今に始まつたことじゃないですか。元々、麻生内閣の時代でもリーマン・ショックで大変だと、だから景気対策やつていくんだということを提案したのをあなた方は否定して、そもそも、そして片一方でこの税金を下げていくんだというところでもないことをやつて、政権取れば現下の経済情勢の中では無理なんということは無責任も極まりない。そのところをまずわびなければ、誤りを認めなければ始まりませんよ。

これは、今日は三十分しか時間ないんで、尾立先生にも言つてもらおうと思つたけどやめておきます。それで、とにかくまた私はこの委員会にせつかく属させていただいたので、毎回質問させていただいてこのことは指摘させていただきたいと思つております。

それで、まず大事なものは、そういうとんでもない過ちをされているんだけれども、今政権取られたと、政権取つたらやっぱり一番大切なものは、今経済の、財政のこの立て直しもそうなんですけれども、そもそもデフレになつてしまつていふんです。だから、このデフレ対策というのが私は何をいっても一番最初しなければならぬと思ひます。

ところが、よく言われるのは、デフレ対策それから財政の再建、こう並列で皆さん方おっしゃっているように思えてならないんです。この民主党政権の中で、菅政権の中で、デフレと財政再建、どのように考えておられるんですか。その順番と正しいのか、重要性についてどのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(野田佳彦君) 六月に財政運営戦略として新成長戦略を閣議決定をいたしました。これが今我が政権の大目標なんです。財政規律も守っていかねばいけないと。一方で、デフレというのは本当にもうずっと長い間続いています。一日も早く克服し、日本が成長軌道に乗るというための新成長戦略も実現をする。この両立を図るというのが我々の命題であって、これは日本だけではなくて、G7、G20、主要国においては共通の目標を今掲げてそれぞれがチャレンジをしているということだと理解をしています。

○西田昌司君 まさにその認識が私は間違っていると思うんですよ。つまり、財政再建ももちろんしなければなりません。しかし、財政の話また後で触れますが、今一番問題はデフレそのものなんです。デフレというのは一体何なのか、デフレというのはどういうふうな、大臣、まず御理解なさっているんです。

○国務大臣(野田佳彦君) 物価の下落がずっと持続的に続きながら、それがずっと回復しないまま、これがもう、年数でいったら十何年になるでしょうとか、それが続いているということでございます。

○西田昌司君 それがずっとどういうふうな経済はなるんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 結局、需要を見付けられないまま日本の経済がどんどん元気がなくなっていくという、その袋小路から脱却できないということだと思っています。

○西田昌司君 それは認識が全然甘いと思いますね。そうじゃなくて、経済そのものがなくなっちゃうんです。つまり、経済というのは、物を仕

入れ、例えば百円の物を仕入れて二百円で売ることから、そこそこの付加価値が付いて経済再生産ができてくるんですよ。ところが、百円で仕入れた物が次の日飯に五十円になっちゃったら、経済そのものの成り立たない、つまり仕入れすらできなくなるんですよ。売らんじゃなく、仕入れができなくなる、生産ができなくなる、再生産ができなくなるんですよ。再生産ができないということがまさにこの経済そのものを破壊してしまうんで、財政再建とか言っているけれども、それは当然のことながら、国民が働いて企業が利益を出して、その中で税金をいただいてやっていくわけですから、税金を払う前に企業活動、経済活動自体が成り立たないというのがデフレなんです。そういう御認識持っておられませんか。

○国務大臣(野田佳彦君) だから、生産、再生産の活動が弱含んでいくことによって、それは当然のことながら人件費も抑制していくとか等々にどんな悪循環につながっていくことだと思っています。

○西田昌司君 そうなってくると、結局、まずしなければならぬのは、もちろん財政再建も大事な問題ではあるけれども、どちらが大事だといえど圧倒的にデフレ対策なんです。これは、デフレが止まらなければ財政再建なんてものはあり得ないんです。だから、我々は、自民党時代は、あのリーマン・ショックで極端なこれはもうデフレ現象が出てくるんで、わざわざ補正予算も含め百三十兆円の強力な予算を作ってデフレ対策をやった。ところが、皆さん方がそれを無理やり止めてしまった。そこから始まっている話なんです。まず、そこを私は指摘しておくと、これは、そこをしっかりと認識をしていただかないと、これからの財政再建も含め、経済政策そのものがこれ成り立たないと思いますよ。

それで、まず大事なことは、そういうふうなデフレになっちゃっていると、私は一番大事なことは、先ほど佐藤委員からもあったんですけれども、今そのデフレの一番の証拠として預貸率が物

すごく下がっているんですね。民間銀行が持っているお金を貸さない、まあ貸せないんですよ、貸すところがないんですよ。

そして、今日実は、私は今日のために政府の方にはいわゆる預金超過額、預貸率よりも預金超過額は幾らあるんだという資料を、一九九〇年ぐらいからこの二十年間の間を出せというふうな言ったんですが、何かちょっとそちら側の不手際で私の資料が出てこなかったんで、今度、次回それをやりますが、その中ではっきりしているのは、今、二〇〇九年でも百四十兆円ですよ、百四十兆円の預金超過額になっているんですよ、これは。そして、これは大体この二〇〇四年ぐらいから特に多くなつて百兆円を超える預金超過額になっているんですけれども、同時に国債も買っています。国債を買って、今国債が百二十兆円ぐらい買っているということになっているんだけれども、百二十兆円の国債を買って、そういう有価証券を除いた実質預金から貸出金を除いて預金超過が百四十兆円という、とんでもない状態なんです。

つまり、これが意味しているところは、銀行が、先ほど白川総裁もおっしゃったけれども、もうゼロ金利政策やってきていると。実質ゼロにして、そして、幾らでも貸してあげましよう、自分見大臣も一生懸命貸しはがしないようにとされているんだと思うんですよ。しても、民間で使ってくれない、そのお金が百四十兆円あるんです。だから、すべきことは、もう残っているのは一つなんです。政府がこの百四十兆円をどうやって使うか。つまり、国債を発行して、それを大胆に財政出動をして公的投資をしていく、公共事業をしていく、もうこれ以外このデフレ脱却する方法はないんですよ。

そのためにはまず、コンクリートから人へという、皆さん方が言ったあの、過るスローガンの典型でありますけれども、これを変えなきゃならない。心ある民主党の方々は、これは、そりゃ当然本当は財政出動もしなければならぬなと思っ

ています。自分たちがこの前の選挙でコンクリートから人へなんということを言ってしまったから、それを取り消さない限りできないんで何かあがふがあがした話になっているんですね。

だから、大臣は、私は、民主党の様々な閣僚の方おられるけれども、まだ一番私は良識派だと思いたいんですけど、思わせたかった。そこで、今の話を聞いて、コンクリートから人へというのをやめて、財政出動をやったりやっていくべきなんだというふうにお考えになりませんか。その辺をちょっと率直にお聞かせください。

○国務大臣(野田佳彦君) 確かに去年の選挙のときにはコンクリートから人へというのが大きなスローガンで、実際に平成二十二年度の予算編成も、おっしゃる通りに、公共事業費は対前年度比でマイナス一・八・三%、社会保障や文教科学関係は増やしたという、そういうめり張りの付いた予算ございました。

というのは、やっぱり背景としては、六〇年代、七〇年代、公共事業、これはやっぱり有効だったと思うんです。基盤的なインフラを造って、それが日本の成長につながったと思うんです。ただ、それが少し、八〇年代、九〇年代からその効果が薄れてきたとは思いますが、ただ、今もなお、例えば大都市周辺の空港であるとか道路であるとか港湾とか、しっかりと整備をすることによってまだ成長につながる分野もあると思いますので、コンクリート全否定ではございません。実際に、今回の緊急経済対策の中にも、新成長戦略にも位置付けられているんですが、地域活性化、社会資本整備という柱の下で今回も経済対策を講じていただいております。

○西田昌司君 じゃ、もう一度ちょっと確認させていただきますが、今大臣おっしゃった、コンクリートから人へというのは撤回するんですね。そのことをはっきりさせてください。

○国務大臣(野田佳彦君) 二〇〇九年の選挙ではスローガンでした。ただし、相当程度めり張りの付いた予算を二十二年度で達成をしましたので、

これからはバランスの取れた、必要なコンクリートはきちつとやろうということだというふうに思います。

○西田昌司君 撤回したのなら撤回したということとを言っほしいんですよ。というのは、そこが一番大事なんです。私はその辺のことを今日しっかり聞きたいんですよ。

というのは、先日、これは十月十九日、これは全国の豪雪地帯町村議長会というのがありまして、そこで会合があつて、民主党の衆議院議員の近藤洋介さんが民主党の代表で来られていました。我が党からは長島忠美衆議院議員が来られて、その他、ほかの政党もおられるんですけども、そこで民主党のその近藤さんは、民主党は、コンクリートから人へという、それはもうやめましたとはっきり明言されたんですよ。民主党はやめましたと言われた。それで、そのときに、私は同席していた地元の議長さんもそうだし、長島先生からも聞きましたけれども、民主党はコンクリートから人へはやめたんだと言われたということを確認しているんですよ。だから、大臣もそのことを認められるわけですね。

○国務大臣(野田佳彦君) 近藤洋介氏がどういう発言でどういう立場で言ったかというのはちよつと分かりませんが直接コメントでできませんけれども、少なくともコンクリートから人への投資ということは、平成二十二年度の予算編成である程度達したということをさつき申し上げました。

コンクリートについては、真に必要なインフラ整備はまだ残っていると、それはよく精選しながらしっかりと投資をしていきたいと思ひます。人への投資はまだ引き続きやっていきたいというふうに思ひます。

○西田昌司君 それが必要に私からいうと詭弁なんですね。説明になっていない。

つまり、民主党が今まで言ってきたことは何なのかということなんです。それで、今回の菅総理の所信表明演説の中でも、いわゆる第三の道という形で経済成長をするんだと言われている。それ

は何かといえ、第一の道が、例えば我々が言ってきたような、例えば公共事業投資とかやって経済成長になるじゃないかと。ところが第二が、小泉時代の構造改革路線が象徴するように、規制緩和して民間がどんどんどんやれるようにやっていきましよう。ところが、これがやつぱりかなり行き過ぎで問題があつたと、私も思つております。これはもう私は国会議員になる前からずっと自見先生と同じ派でありまして、反対してきた方なんです。

だから、それ、民主党がそう言われるのには非常に、大いに理解できるんですよ。できるんですが、じゃ第三の道、何だといえ、これは何ですかね、社会の不安を取り除いていけばそれでいいのかと、需要が出てくるだろう。それは分かるんだけど、それは全部私もそれを否定するわけじゃないけれども、要は第一も第二も全部否定する必要もないわけなんです。逆に言う。つまり、必要なときには必要なことをしなければならぬ。だから、今言つたように必要ならコンクリートは当然しなければならぬし、特に今のような、先ほどから言つていられるように、デフレであつて、民間の需要がもう本当に底にはいつくばつていて、現実にはこれだけの預金が、百四十兆円もの預金が貸し出されずに死蔵されているんですよ。これを使わなきゃどうするんですかと。

じゃ、それを使うのには一番効果が高いのは、直接政府が国債でその預金を銀行から吸い上げて、そしてそれを事業費として出していく。それは人に出さず、当然お金は人に回すべきだけれども、仕事で渡すわけですよ。公共事業、必要な公共事業、インフラ整備。インフラ整備も、インフラというのはまだまだ足りないインフラもあるけれども、更新しなければならぬインフラもたくさんあるわけですよ。橋梁なんかは特にそうですよ。何十年もたつてしまつと、これは架け替えしないと全部落ちちゃいますから。そういうのをひつくるめて計算するだけで少なくとも百兆円ぐらいは、今後十年ぐらいの間に投資しなければ

ならない金額が出てくるはずなんです。

だから、今こそ、今のようないくつかの一番金利が安くて、そして民間の需要が、資金需要がないときこそ、政府がどかつとそれをお金を使つてやるといふことを宣言しなくちゃならないし、これは全く理にかなつていふ話なのに、なぜ野田大臣はそういう方向の政策を打ち出したり、アナウンスされないんですか。今言つていふ話は、あれもこれも言つていふだけで全くそれが見えてこないんですよ。だから、国債発行すると、特に建設国債を発行することは、私は全く問題ないと思うんですよ。そのことについてどうにお感じですか。建設国債発行ということ、つまり、これ公共事業投資することです。どういふふうに、これ、お考えですか。

○国務大臣(野田佳彦君) ちよつと、多岐にわたる論点が今御指摘の中ではあつたと思うんですが、まず第一の道から第三の道のこの優先順位の話ですが、これ、第一がゼロ、第二がゼロ、第三が一〇〇という位置付けでは決まてないと思うんですよ。もちろん。これはやっぱり優先順位の話であつて、第三の道重視というのは、言つてみれば課題解決型で、環境問題というの世界的な大きな問題で、それを解決することによって需要や雇用も生まれてくる。あるいは、ライフイノベーションの方、健康の方、これも、子育てであるとかあるいは介護分野には間違いなく需要はあるけれども、お金が回つていない分人も集まつていないし、商売が成り立つていない。そういうところにお金を使つていくことがやつぱり第三の道です。

だからといつて第一、第二がゼロではありませんが。公共事業でも、おつしやつたようにメンテナンスは当然必要だし、拠点整備で成長力へつながらようなのはあるかもしれせん。今回の経済対策でも第二の道の規制・制度改革をもちろんやっております。

ということ、あくまで優先順位であるということとは是非御理解をいただいた上で、なぜ建設国

債発行しないのかというの最後のところの論点だといふふうに思ひますが、自民党からいいたいだいた御提案を含めても、今回の私どもの五・一兆円規模の経済対策、間もなく補正予算として提出をさせていただきますが、規模感から内容から私はその相違がないわけであつて、できればそうならば国債を発行しないままに知恵を出した方がいいということでございます。

○西田昌司君 まず自民党からの案なんですけれども、自民党からの案の前提は、まずばまきの人の分の子ども手当とか、そういう要するに菅総理と林委員との間でもあつたような乗数効果の低いところに、今のこのデフレを脱却して、それこそ効果的な支出をするためにはそれこそ無駄なんですよ。それをなくして直接雇用が出てくる事業にやつていこうというのが根本的な考え方ですから、予算規模以前に考え方がまず違ふということなんです。そのことを、そこを理解されないことが進まないんですよ。

まず、だからそこなんです。だから、自民党が言つていふのは、要はばまきをやめなさいと、人に出すんじゃないで仕事に出さないということなんです。御理解いただけますか。

○国務大臣(野田佳彦君) 一方で、財政健全化責任法というの提出をされて、民主党はどうなんだという問いかけもあるわけですよ。ということ、御党も財政規律を守り、財政健全化の道筋をしつかりたどつていきながら経済成長を果たしていこうという、私はそういうお立場だと思ひますので、そういうふうな受け止めさせていただいております。

○西田昌司君 これも、財政健全化のいつやるかというのは、これはタイミングの話で、要は、今までのようなどんどんどん国債を出していくのがどうかという議論が片つた方あつたんでやつていふんですが、それはタイミングの問題なんです。

要するに、今の一番大事なのは、先ほど言いま

だから、私は、そのことをまず共通認識しなければならぬし、御指摘の自民党が出している話も云々分かります。それは分かつて、私も実は自民党の中でも、随分それに対しては順番付けをはっきりもつとめり張りを持つてやるべきだということと言っていますから、それはもうあなた達が、大臣がそういうことを言われる種をつくつてゐるわけですから、こちらも作戦を考えなきゃならないと思つてゐるんですよ、はっきり言ひまゐつてね。

直接それをやるのが、少なくとも、菅総理の言い方ですと、そんなもの乗数効果一しかないじゃないですかという話がありますが、最低でも一なんですよ、だからね。つまり、それほど、ほかのことよりも、子ども手当よりも、最低一あるんですから、○・何ほの話と違うんですから。だ

○国務大臣(野田佳彦君)　だから、デフレに対する危機感、それはもう我々も共有をさせていただいたのだと思いますが、二〇二〇年までの新成長戦略の二〇二〇年までの新成長戦略の中ではフェーズⅠとフェーズⅡに分けて、フェーズⅠは、デフレを克服し、そして自律的な成長軌道に乗せていくと、そしてフェーズⅡからはデフレに戻らないと。そのためのいろいろと具体的な政策を新成長戦略としてまとめさせていただきま

○西田昌司君　時間がだんだんなくなってきたんで、これはまた何遍もやりますが、要するに、今まで、これは自民党も含めて反省しなくちゃならないのは、余りにも財政健全化、つまり、日本はたくさん金の、GDPの二倍近い借金が、国、政府が、地方も含めてあるじゃないかと、日本はもうそれこそあしたにも倒れるんじゃないかという話を二十年間延々言っているんですよ。ここまででために言い続けてたら駄目なんですよ。つまり、本当に倒れるなら二十年前に倒れているんですよ。

にかくデフレというのが近々の一番問題だから何を挙げてても政府がやると。それは堂々と政府が財政支出すると。そして、一番雇用効果、すそ野の広い公共事業投資始めそういうものにするということ。私はまず要求をこれはしておきます。答弁は要りません、また後でやりますから。

私は、この前の自見大臣の演説を聞きまして、要は日本は新金融立国という言葉聞きまして、えっと思つたんですね、自見大臣がそんなことを言うんだらうか。というのは、自見大臣がなぜ、なぜあの郵政民営化に反対してきたかという

ね。ところが、今度の新金融立国論を見ていると、まさに一周遅れてアメリカがやってきたような話をまたやり出すのかと、その内容もこの前政府の方から事前にレクチャーを受けましたけれども、私はそういうふうに思えて仕方ないんです。

絶対この話は、自見大臣と話をすれば私とは話合はずなんですよね。是非その辺のところを、

○国務大臣（自見庄三郎君） 西田議員にお答えをいたします。

しかしながら、アメリカでも今実は、今度金融改革法といいますが、金融のドッド・フランク法という法律が七月にオバマ大統領が署名しまして議会を通りました。これは、ボルカー・ルールというのがございます、これはもう一番核だと私は思っておりますけれども、銀行が自己勘定の中

第五部

話でございましたが、御存じのように金融でござい
ますが、そこまで極端なマネーゲーム的な金融
立国については我が党といたしましては反対でござ
いしますが、しかしながら、この実体経済、経済
のバックアップとしてのサポートを行うため、そ
れから金融自身が成長産業として経済をリードす
るためということでございまして、御存じのよう
に、その一例として総合市場をつくらうと。今の
証券市場、それから昔からやっています、農林水
産省がやっているあの小豆だとか大豆ですね、小
豆とか大豆、それから原油だとか貴金属の別々の
がこれも御存じのように市場がございしますから、
それを総合市場にして金融自身が成長産業として
経済をリードしていこうと、そういうふうにご考
えているわけではございまして、マネーゲームをど
んやれということでは全然、名前は金融立国とい
うことでございしますが、内容は違うということ
を是非御理解をいただければというふうに思っ
ております。

○委員長(藤田幸久君) 西田昌司君、質問時間が
参りましたので。

○西田昌司君 はい、時間が来ましたので、もう
これでまとめますが、ちょっとそれは自見大臣の
本音ではないだろうと思っております。

この問題も含め、要するに、今、日本の問題
は、その金融立国とかそんな話をしている場合
じゃなくて、日本には借金があるんじゃないかと
産があるんです、余っているお金が百四十兆円も
眠っている、それをどうやって国内で使うかと、
もうこれをしなくちゃならないのに、そんな眠た
い話じゃ駄目です。

そのことを指摘して、また次回も質問させてい
ただくことを宣言しまして、終わります。

○荒木清寛君 まず、両大臣に日本経済の現状認
識についてお尋ねいたします。

十月の月例報告は足踏みという判断に下方修正
されたわけでありまして。特にエコカー補助金終了
の影響は大きくて、生産の判断も下方修正になっ
ているわけでありまして、もうマイナス成長にこ

れから陥る懸念もあります。そこで、日本経済の
現状について財務、金融両大臣はどう認識してい
るのか、まずお尋ねします。

○国務大臣(野田佳彦君) 荒木委員の御指摘のと
おり、先般の月例経済報告においては、景気はこ
のところ足踏み状態となつておるといふ表現を使
わさせていただきました。失業率が高水準にある
など厳しい状況にあるといふふうに認識をしてい
ます。加えて、海外景気の下振れ懸念とか為替相
場、株価の不安定な動きなどにより、景気が更に
下押しされるリスクが存在するといふふうに
思っています。デフレの影響や雇用情勢の悪化懸
念も依然残っているといふことに注意をする必要
があります。

だからこそ、切れない経済対策が大事だと思
います。そのために五・一兆円の経済対策を含
む補正予算を可及的速やかに提出をしたいと思
います。是非とも前向きな御検討をいただけれ
ばと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 荒木議員にお答えを
いたします。

今先生の御質問の中にもございましたように、
景気はこのところ足踏み状態となつておりまし
て、また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況
にあると認識をいたしております。先行きについ
ては、海外景気の下振れ懸念や為替レート、株価
の変動などにより、景気は更に下押しされるリス
クが存在をしますし、また、いろいろ今さつきか
ら大きな関心になっておりますデフレの影響や雇
用状態の悪化の懸念が依然残っていることにも
しっかりと注意が必要だと、こう思っています。
今後とも景気の動向を十分に注視してまいり
たいといふふうに思っております。

○荒木清寛君 円高が急速に進行してござい
まして、今日は東京市場で一時八十円台になったとい
う、十何年ぶりだそうなんです。いずれにしまし
ても、円高ということにつきましては、もちろんメ
リットもあります。我々に聞こえてくるのは製造
業を始めとする中小企業の悲鳴ばかりであり

ます。

そこで、両大臣は現在の円高水準についてどう
認識なのか、またこの円高がこれ以上続いた場
合の日本経済に与える影響について、それぞれ認
識をお尋ねします。

○国務大臣(野田佳彦君) 現在、我が国におい
ては、依然としてデフレが進行しているということ
で経済情勢が厳しいといふことです。その中で、
為替の過度な変動といふのは経済や金融の安定に
悪影響を及ぼし、看過できない問題だといふ
ふうに思っています。

そうした為替の過度な変動を抑制するといふ観
点から、先般、六年半ぶりに為替介入を実施をさ
せていただきました。これからの必要なきには
断固たる対応を介入を含めていきたいと思
いますが、今、水準についてのお尋ねがございま
した、この水準についてはコメントを控えさせて
いただきますといふふうに思います。

円高の進行、長期化があつた場合の日本経済へ
の影響であります。特に輸出関連の企業と、そ
こに大変多くの中小企業もかかわつていますし、
そこに多くの人々も働いています。そこへの甚
大な影響が出てくることは間違いありませんし、
現に、悲鳴といふことを委員お話しされました
けれども、大変厳しい状況があると思ひます。まし
てや生産拠点を海外に移動するといふような産業
の空洞化等々の影響についても心配があります。
大変そういう長期化については、是非とも何とし
ても避けていかなければいけないといふふうに思
います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 荒木議員にお答えを
いたします。

為替につきましては財務大臣の所管でございま
して、一般論として申し上げれば、為替相場の過
度の変動が経済、金融の安定への悪影響から看過
できない問題でございします。荒木議員も言われま
したように、円高には輸入価格の低下による企業
収益の増加となる要因もございしますし、また消費
者等の購買意欲の増加につながる等のメリットも

ございますが、しかしながら、今も先生が強調さ
れましたように、円高の進行、長期化は外需の縮
小、設備投資や雇用の停滞、さらに企業の海外移
転などを通じて経済成長を妨げる要因となるとい
ふふうに思っております。

先般、実は金融庁といたしまして名古屋と大
阪に行かせていただきました。中小企業四団体と
いろいろな現場の声を聞かせていただきましたけ
れども、円高になって非常に海外に移転を考えね
ばならないと、まさに今財務大臣が言われました
ように悲鳴に近いような声を聞かせていただいた
わけではございまして、そういった中、金融庁とい
たしましても、引き続きこの市場動向を注視する
とともに、金融仲介機能が十分に発揮されている
かどうか等の観点から企業金融の実態把握に努め
てまいりたいといふふうに思っております。

○荒木清寛君 今、財務大臣は為替介入を含めた
毅然たる対応ですか、このようにおっしゃいま
したので、単独介入も辞せずという強い姿勢で是非
臨んでいただきたいと、このように考えます。

そこで、先ほど、今週末からの韓国でのG20の
お話もありました。我が党も、九月二日に発表し
ました緊急経済対策の中で、急激な円高に対して
は我が国の毅然たる意思を示すとともに、国際的
な協調体制の下で円高の是正と為替の安定を目指
す必要がある、こういう提案をしております。

そこで、今回のG20、いろいろ難航が予想され
る報道が多いんですが、何とか各国の
そういう通貨切り下げ合戦にならないような、そう
いう為替安定に向けてのそういう協調体制づくり
ということについて財務大臣もインシアチブを発
揮してもらいたいと思ひますが、改めてどうい
う姿勢で今回のG20に臨んでいくんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) これまで累次にわたつ
てG7、G20でいろいろな議論をしてまいりました
けれども、特に御指摘のあった為替の部分で合意
されているということは、強固かつ安定した国際
金融システムが我々の共通の利益であり、為替
レートがファンダメンタルズを反映すべきである

こと。加えて、為替レートの過度な変動や無秩序な動きは経済及び金融の安定に対して悪影響を与えること、為替市場をよく注視し、適切に協力すること。今回はG20ですから新興黒字国も相当含まれていますが、新興黒字国についてはそれぞれの通貨の柔軟化に向けてその改革努力をすること等々の確認事項がございます。改めてそうした確認事項を整理した中で、具体的にどうやって政策協調していくのか、あるいは相互監視というカーペイランスをしていくのか、そういうことで知恵を出し合う機会にしたいと思ひますし、我々としても積極的にかかわっていきたいというふうに思ひます。

○荒木清寛君 先ほどの議論で、我が国の最大の課題が、政治課題がデフレの克服と。現に政府も昨年の十二月にはデフレ宣言をしているわけですから、これはもう異論がないところでござい

ます。そこで、我が党も、先ほどの緊急経済対策の中、公明党のそうした取りまとめの中で、デフレ克服のためにいわゆるインフレターゲットの導入を提案をしております。私たちが言っているのは、具体的には、政府、日銀で物価目標を共有し、協力しまして、三年を目途に実質二%、名目で三から四%程度の経済成長を達成するという、こういう提案をしております。このインフレターゲットを導入し、政府、日銀で政策目標を共有してデフレに立ち向かうということについては政府はどういう見解ですか。財務大臣にお尋ねします。

○副大臣(櫻井充君) 荒木委員にお答えいたします。

今委員から御指摘がありましたように、政府と日銀が一体になってこのデフレの克服に取り組んでいくというのはもうこれは当然のことだと、そう考えております。

その中で、先日、十月の五日の日銀の政策金融決定会合の中で大胆な政策を発表してくださいまして、これは、御党の山口代表も評価すると

委員会の中で御発言があったとおり、我々もこの点については評価しております。その中で、日銀は、中長期的な物価安定の理解に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続すると決定したところでございます。

もう一点、そのインフレターゲットに関してですが、我が党の中でも、これを導入するべきという意見もあれば、この副作用が余りに強過ぎて、むしろ悪影響を及ぼすのではないのかと、そういう様々な議論がありまして、政府全体として今検討させていただいてるところでございます。

これまでもデフレ克服のためにこれは自公政権からずっと様々な対策が取られておりましたが、なかなか今に至ってデフレの克服ができてきていない。改めて、こういった原因で今の様な状況になってきているのか、原因分析も含めて様々な政策を取っていききたいと思ひておりますし、そこの中では、野党の先生方の御意見も伺いながら、与野党一緒になってこのデフレ克服に取り組んでいきたい、そう思っております。

○荒木清寛君 我が党がこのインフレターゲットを提案したのは、いわゆる政治は結果責任でありますからね、きちんと政府あるいは日銀で目標を決めて、達成できない場合にはもう結果責任を取ると、こういうことではないとこの今のデフレの局面というのは打開できないのではないかと、こういう思いがあるわけでありまして。

確かにインフレターゲットということについては、功罪といえますが、両方の議論があるんでしようけれども、それでは、去年の十二月にデフレ宣言をされたんですが、じゃ、政府としてはそのデフレをいつまでに脱却するという、そういう目標はあるんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 先ほど申し上げたんですが、新成長戦略、フェーズⅠ、フェーズⅡとございまして、フェーズⅠでデフレを一日も早く脱却をして、フェーズⅡでもう二度とデフレに戻ら

ないために安定的な物価上昇を実現をしていくということ、で、大体、おおむね一年、二年というところがフェーズⅠの期間だということふうに思っています。

○荒木清寛君 そうしますと、二年を目途に、二年以内にデフレは脱却するんだと、これが政府の目標だということに理解してよろしいですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 二年というふうに明示はされていませんけれども、例えば日銀などが公表していた物価上昇も二〇一一年からはプラスになると、ゼロ以上になるという、今まではそういう予測もありましたので、なるべく早くということでございます。

○荒木清寛君 私は、二年なら二年というきちんと宣言して、できなければ結果責任を取ると、そういう強い決意を示してもらわないと、なかなか、我々も後手後手に回っているとかそういう批判を続けざるを得ないのではないかと、このように思っております。

次に、補正予算、先ほど財務大臣も早く提出したいというお話で、まあ二十九日ぐらいではないかというふうに聞いておりますが、いずれにしても、十月八日に政府の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策が発表されました。五兆円規模であります。その財源としては、税収の上振れ分、国債利払い費の不用分、まあ金利を高めに見ておったそうでした、と平成二十一年度決算剰余金の半額を充てると、こういうことでございまして、これはもう予算だけでできる話だと思ひますね。当初は公明党も主張していましたが、決算剰余金の半額ではなくて全額、そういう特例を作って繰り入れてやるべしという方針も政府の中ではあったようございしましたが、そういう全額活用は見送られました。

したがって、そういう関連法案も出てこないんだと思ひますが、私は、そういう法律が通るか通らないかということをおそろしく心配して半額充当になったのではないかとと思ひますが、もうそういう局面ではないのではないかと。もうこれは我々野党

に対して協力を要請してでも全額剰余金の活用という、そして建設国債の、剰余金の全部の活用ということとは考えられなかったのか。

これは、野田大臣と、そして自見大臣、国民新党はもうどんと財政出動しろというお考えだと聞いておりますから、法律を通せば活用できる剰余金があるんですから、それを十分活用して補正予算を組むべきではないんでしようか、提出すべきではないんでしようか。両大臣のお考えを聞きます。

○国務大臣(野田佳彦君) 荒木委員のその前の御質問のフェーズⅠのデフレ脱却の期間のところですが、正確に申し上げると、新成長戦略では、二〇一一年度中に消費者物価上昇率をプラスにし、速やかにデフレを終結させ、日本経済を本格的な回復軌道に乗せることを目指しているという表現でございましたので、さつき一年とか二年とかというお話がありましたので、二〇一一年度中というのが正確な表現でございます。

その上で、経済対策の規模の問題、財源のお尋ねがございました。決算剰余金の全額活用は、御指摘のように見送っております。ルールどおり、今の財政法上のルールどおり半分活用するという形でありまして、規模としては、一般会計国費ベースで四・八五兆円程度、いわゆるゼロ国と言われる、ゼロ国庫債務負担行為限度額が〇・二兆円を超えて、合わせると五・一兆円ということ、御党からも経済対策はいろいろ御提案をいただいておりますけれども、中身、規模、規模というのは既に実施している経済予備費九千二百億円を加えると、そういう規模からしても決して遜色はないというふうに思っております。

○国務大臣(自見三郎君) 荒木委員からの御質問でございますが、今財務大臣が言われましたように、五兆円規模の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を十月八日に閣議決定をさせていただいたところでございます。

新聞報道等で御存じのように、あの朝、菅総理、民主党代表と国民新党の亀井代表と話をしま

して、たしか二千五百億円アップということで、五兆五百億円に少し上がったと。それ以前のときの緊急対策のときも、補正予算のときも、菅総理が当時財務大臣だったと思いますが、二・七兆という話でございましたが、基本政策閣僚会議、民主党さんや党首が入っておられまして、菅、当時の財務大臣、総理、そして亀井静香、我が党の党首、それから福島みずほさんが入っておりまして、いろいろ経過がございましたが、結果として七・二兆の景気対策をやらせていただいたということでございます。

小さな政党でございますけれども、しっかりと、やはりこういったデフレ脱却、これも与野党超えて大変大きな課題でございますから、しっかりとそういったことを踏まえて、政権与党の小さな一角でございますけれども、しっかりと努力をさせていただきますたいと思っております。

○荒木清寛君 昨日は我が党は全国知事会の代表の方と懇談をいたしました、今回の補正、経済対策で地方への交付金が計上される予定なのは有り難いけれども、規模が小さいというふうにおっしゃっていました。したがって、私はもつとできるはずであったではないかということを今申し上げたわけではあります。

そこで、先ほど愛知委員からもマニフェストの見直しの問題がありまして、財務大臣は、これは四年間の約束なんです、十六兆八千億円を新規の財源で捻出するって話は、頑張るんだというお話だったんですが、しかし、もう初年度七・一兆円ひねり出すところが半分は満たなかったわけで、もう既に破綻していますよね。二年目、二十三年度は十二兆六千億円の新規財源ということで、本当にもうこれをやるつもりで予算編成をしているんではないか、恐らくこんな予算は組めないというふうには私は思います。

四年間の約束ですけど、毎年毎年のそういうもう所要額が出ているわけで、もう既に、初年度そして来年度、こんなお金が出てくるわけじゃないわけ

ですから、ここはやっぱもうきちんと修正すべきは修正した上で軌道修正していかないと本当に大変なことになるのではないですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 荒木委員の御指摘のとおり、今執行中の平成二十二年予算において、マニフェストの主要事項、子ども手当も含めて、さつき暫定税率でもおしかりをいただきましたけれども、主要項目を約三・一兆円に効率的に実施するという形で実現をさせていただきまして、その財源については、事業仕分を含めて様々な努力をして、約三・三兆円を新たな財源を編み出したが実施をするという形態を取りました。

平成二十三年予算編成、まさに今真つただ中で七転八倒という状況かもしれませんけれども、年末に向けてきちつと予算編成仕上げるためには、お約束をしている様々なマニフェスト事項についてはきちつと財源を見付けながら手当てをしていくという基本精神は守っていききたいというふうに思います。まだこれプロセスの段階なので今はどうのこうのとは申し上げられませんが、今も、もしその財源が見付からず十分にマニフェスト事項を実現できない場合には、きちつと御説明をしておわびをしなければいけないというふうに思います。

○荒木清寛君 マニフェストに関連しまして、櫻井財務副大臣に税制のことについてお尋ねいたします。

我が党も今回の参議院のマニフェストでは法人税率の引下げをうたいました。与党民主党もうたっておられます。また、民主党のマニフェストには中小企業の軽減税率の引下げ、今の一八％を一一％だったですかね、というのもあるんですけども、これはもちろん競争力強化といいますが、中小企業のためには両方やっていただくことの方がいいんですけども、本当に今のようないろんな状況の中で両方来年度の税制改正でできるんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 法人実効税率の引下げについては、これは新成長戦略でもお約束をした

ことです。ただ、これは課税ベースの拡大等により財源を確保するということの前提の中で進めるということになっていまして、平成二十三年予算編成、税制改正作業の中で対応をしていきたいと思っております。中小企業の軽減税率についても同様の趣旨で、観点から対応をしていきたいというふうに思います。

○荒木清寛君 法人税率の引下げについて、課税ベースを広げると。要するに、租税を整理するということなんですよね。そうしますと、中小企業の場合にはかえって増税になるケースも出てくるのかと思えますけれども、そういう租税を整理、課税ベースを広げるというのであれば、そういって、逆にこの税率引下げの恩恵を受けられないのではないかという中小企業に対する対策というのはどうするんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) まさにこれからの議論なんですけれども、法人税の法人実効税率引下げというのは、観点としては、今御指摘いただいた中小企業との関連でどうするかということがあると思います。あと、国内の雇用の設備投資の増加、我が国企業の海外流出の抑制、海外企業の我が国への立地の増加、いろんな観点があると思いますが、これからしっかりと議論をさせていただきますたいというふうに思います。

○荒木清寛君 自見大臣にお尋ねしますが、所信の中に、金融の円滑化のことです。「中小企業等の資金需要が高まる年末、年度末に向けて金融の円滑化に努めてまいります」、これは大いに賛成でありますけど、これは具体的にどういう手を打つんですか。

○国務大臣(自見三郎君) この点につきまして、金融円滑化法案、もう荒木先生御存じのように、大変な不況の中で二回の年度末、それから年末を二回越す時限立法として二年間立法をさせていただいたわけでございまして、今年の三月三十一日がこの期限切れでございますが、そのために必要な対策を取っていききたいということでございまして、特に、今さっき私、名古屋また大阪に行

かせていただいたということも、実は中小企業四団体と地域の金融機関の方にお集まりいただきまして、そういった御意見を実際聞かせていただいて、同時にまた金融機関の方々の意見も聞かせていただいたわけでございますけれども。

金融庁といたしましては、中小企業庁ともしっかり連携しつつ、中小企業円滑化法の実施のフォローアップを進めた上で、特にこれ、検査監督上のマニユアルも変えました。特に、もう先生一番よく御存じのように、金融機関というのは非常にやっぱノウハウをいっぱい持っていますので、きちつと金融機関がコンサルタント的な役割をしないとい、こういうことを明記して、実は金融検査マニユアルにも明記いたしました、そのことをチェックさせていただくというふうなことをさせていただきまして、しっかりと年末、年度末にかけて資金の供給の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

この前、先生の方から、衆議院でも御質問いただきましたけれども、これはきちつと、円高にもなりましたので非常に厳しいというふうなこともございまして、延長を視野に入れてしっかりと検討をしてみたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 是非、延長をしてくださいます。中小企業庁長官もお呼びしておりますので、最後にお聞きしますが、これは我々前政権の下で緊急保証制度というのを発足させて、これは利用実績、また現場の声からしましても大変好評でございまして、これも来年三月で期限切れになるわけでありまして、私は取扱期間の延長と保証枠の拡大を昨今の情勢にかんがみて是非すべきだと思っておりますが、前向きな答弁を求めます。

○政府参考人(高原一郎君) お答え申し上げます。

景気対応緊急保証は、リーマン・ショックの直後の大変な経済の後退時期におきまして、またその後の混乱期あるいは低迷期に大変、中小企業の金融の円滑化に効果があったと思っております。他方、この制度は金融機関がリスクを全く負わ

ない制度になっておりまして、借り手の経営が悪化した場合に金融機関の経営支援が十分に行われ
ないといったような指摘もございます。このた
め、景気対応緊急保証につきましては、単純延長
ということは行わせていただかないというふう
に考えております。

ただ、中小企業の資金繰りというのは極めて重
要な政策課題でございますので、資金繰りの繁忙
期である年末あるいは年度末、さらには御指摘の
景気対応緊急保証などが期限切れを迎える今年度
末以降の、いわゆる来年度以降につきましても
中小企業の資金繰り支援に対しては万全を期して
まいりたいというふうに考えております。

具体的には、増加します中小企業の借換えの
ニーズにこたえるための借換え保証の拡充でござ
いますとか、あるいは特に業況の悪化している中
小企業の皆様に対しますセーフティーネット保
証、これは一〇〇％保証でございますけれども、
あるいは小規模企業向けの小口零細保証などの対
策の重点化、あるいは日本公庫等によります直接
貸付けの充実など、十五兆円規模の資金繰りの支
援策を今般の景気対策にも盛り込ませていただい
ているところでございます。

いずれにいたしましても、金融庁とも連携を
しっかりといたしまして、中小企業の資金繰りの
支援に万全を期してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○荒木清寛君 終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

本日は野田財務大臣と自見金融担当大臣に質問
の方をさせていただきますと思っております。ま
ず、野田財務大臣にお聞きしたいというふうに考
えております。

御案内のとおり、日本銀行は十月四日と五日に
金融政策決定会合を開きまして金融緩和策とい
うものを決定したわけでございますが、その中で三
十五兆円の基金を創設する、そしてうち五兆円は

資産の買取りに充てるということを検討すること
を発表したわけでございます。こうした政策は、
今までもデフレ脱却という言葉が随分出ておりま
すけれども、私自身もデフレ脱却のために必要な
措置であるというふうに考えておりますけれど
も、白川総裁は記者会見で、こうした政策は中央
銀行としては異例の措置であるということをおつ
しゃっております。ETFやREITを購入す
る、このようなリスク資産を購入するということ
になりますと、最終的には損失が発生すること
も十分にある得るということでございます。です
で、これは財政政策的な色彩が非常に強いだろう
というふうに私は思っております。

こうしたことを日本銀行がやるためには、他業
の禁止規定であります日本銀行法の四十三条、そ
のただし書においてこれを実施すると、ただし書
でこれを実施することができるといふことな
らうというふうに考えておりますけれども、その
ただし書には、財務大臣そして内閣総理大臣の認
可が必要であるというふうに書かれてい
るわけでございます。

まず確認したいのは、こうした認可を財務大臣
は与えたのか若しくは与えるのかということにつ
いてお聞きしたいということ、もう一つお願いし
ます、これに絡んでですが、この基金の創設に関
しましてどのような評価を行っているかというこ
とについて併せてお聞かせ願いたいと思
います。

○国務大臣(野田佳彦君) まず、事実関係で、委
員が御指摘のとおり、十月四日、五日の金融政策
決定会合で追加的な金融緩和策が発表されまし
て、その中で基金の創設ということでございま
した。異例の措置ということでございますけれど
も、御指摘のとおり、ETF及びJ-REITに
ついては日銀法第四十三条ただし書による財務大
臣及び内閣総理大臣の認可が必要でございま
す。現在、今、日銀の中で議長の指示に基づいてこ
の資産買入れの基金の創設についての具体的な検
討を行っている段階であって、まだ認可申請が来
ている状況ではございません。認可申請が来た場

合には適切に対応して後押しをしてまいりたいと
いうふうに思います。

そして加えて、評価でございました。異例とい
う措置でありますけれども、日銀としては本当に
真剣に日本経済を考えていただいた中で、真剣に
あり、私としては基本的に歓迎しております。ま
ず、歓迎をしたいというふうに思っています。引
き続き、日銀におかれましては、金融面から日本
経済を下支えするために取り組みをいただければ
というふうに思います。

○中西健治君 大臣、前向きな評価をしてい
らうというふうでございますけれども、であれば
更にお聞きしたいということでございます。

白川総裁は記者会見で、こうした基金、必要が
あると思えば更に増額をするという規模を拡大
するということをおっしゃっています。この異例の措
置、臨時の措置という言葉も使っているわけで
ございますが、私自身、今の経済の状況を考えま
すと、この基金、長期間にわたって、恒久的とは
申し上げませんがかなり長期間にわたって、そ
して規模も増額することが必要になってくるであ
らうというふうに考えております。そして、これ、
財政政策的な色彩が強いというふうに私申し上げ
ましたけれども、憲法で財政民主主義ということ
も定められているわけでございますから、前向き
に評価されているのであれば、認可を行うという
ことだけではなくて、これこそ財政政策のこれは
手段である前向きに、前向きにいかんか真つ正
面に受け止めて、積極的にこうした基金を政府と
してサポートをしていくべきなんではないかとい
うふうに私は考えております。

その中で、私が提案を申し上げたいのは、この
基金の枠組みというのでございまして、この
基金、五兆円、リスク資産の買取り五兆円であ
るわけで、政府がこの基金に対して保証を行うと
いうこと、これを更に大きくするということ
でございますので、これを更に大きくするとい
うこと、この基金の例えばリスクの濃い部分
と薄い部分、エクイティーとデットということに

なるんだと思いますが、これを二つに分けて、こ
のリスクの濃い部分、少額の部分については政府
若しくは政府の代わりに例えば日本政策投資銀
行、こういったところが保有をして、残りの部
分、大きな金額の部分、リスクの薄い部分につ
いては日本銀行が保有をするというふうなことで
、財政は政府が、そして金融政策は日銀がとい
うふうに思っております。

その中で、おととい大臣の所信を聞いておりま
したら、日銀と一体となつて強力に施策を推し進
めていくということをおっしゃっております。ま
ず、これこそ日銀と政府が一体となるような施策
になるんではないかと私自身は考えております。
是非推し進めていただきたいというふうに思
っておりますが、大臣の所見をお聞かせください。
○国務大臣(野田佳彦君) 先ほどのちよつと答弁
でも申し上げたとおり、今、日本銀行の中でこの
資産買取りの基金の創設の在り方を検討してい
るところです。これから、だから、増額をするの
かとか、あるいはその制度設計そのものがまだ分
からない状況の中で、逆に政府から今具体的に踏
み込んで言う段階ではないと思
います。

委員の今、具体的な相当な政府保証を含めて、
あるいはリスクの薄い部分、濃い部分のとか具
体的な御提案がありました、今まさに日銀の中
でその検討をされている段階でございますので、ま
ずは我々は、認可申請があればそれは適切に
対応すると同時に、まずその制度設計をま
とめてもらうことが先決で、こちらから今先
に言うのは中央銀行の自主性を逆に損な
うというふうには思
います。

○中西健治君 もしその認可があつて制度設計が
できた場合に、しっかりと前向きにやっていた
ければということをお願いしたいというふう
に考えております。

続きまして、ゆうちょ銀行について自見大臣に
お聞きしたいというふうに考えております。郵政
改革全般については総務委員会の方で話し合

ることだと思ひますので、ゆうちょ銀行に絞ってお話をお伺いしたいというふうに考えております。

手元に資料の方も用意させていただきました。

このゆうちょ銀行でございますが、二〇一〇年の三月末時点で百五十六兆円もの国債を保有しております。日本国債の発行残高、こちらは七百二十兆円ということでございますので、その約二三％をゆうちょ銀行だけで持っているということになります。メガバンクなどに比べて突出して大きな金額をゆうちょ銀行は保有をしている。そして、こちらのお手元の資料の一ページ目のグラフにもございますが、ゆうちょ銀行以外の民間の銀行を全部足し上げても、ゆうちょ銀行が持っている国債の保有額よりも小さいということでございます。

それだけゆうちょ銀行は大きな国債の保有者ということになるわけでございますが、これだけ大きな金額を持っていると、売ろうと思つたときにも売れない、そのような流動性リスクを大きく抱え込んでしまつていゝことも言えるかと思ひます。私自身は、二十一年間、債券市場で働いてまいりました。その経験からいいますと、ゆうちょ銀行は、大海の中の鯨というのではなくて、池の中の鯨と、そのような存在だろふというふうに思つております。

さらに、金利リスクについても当方で試算をいたしましたところ、これは二ページ目の資料ということになりましたが、ゆうちょ銀行の保有する国債の平均年限は三・八年ということでございますので、リスク量を計算してみますと、金利が％上昇することによつて五・九兆円もの損失が発生するということになるわけでございます。ゆうちょ銀行の自己資本、八・四兆円でございますので、金利が一・五％上昇するとゆうちょ銀行は債務超過になってしまうことになるわけでございます。

加えて、負債サイドの定額貯金という商品の商品性、これは、オプション、金利が上がつてもペナルティーなしで解約ができるということでございますので、事態は非常に深刻なであらうというふうに私は思つてゐるわけでございます。

こうして見てみますと、ゆうちょ銀行は、破綻するリスクも相当程度あるであらうというふうに考えざるを得ないというふうに思つております。そして、これに対する処方せんというのは、規模を小さくすることであらうというふうに考えております。仮に、ゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられるというようなことになりましたら、全く逆の動きで、リスクが更に増大してしまうということになるわけでございます。

私自身は、以前民主党さんが主張していたように、預入限度額は引き下げるこそ正しい方向性であるというふうに考えておりますが、ゆうちょの現状のこの尋常ならざるリスク量について、そして、今後仮に預入限度額が引き上げられたときのリスクの増大について、自見大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

は流動性のリスク、金利リスクというのがございますので、そういった中で、しっかりとリスク管理体制を構築して、しかしながら同時に、もうこれいわゆる経営者が責任を持つ基本的には民間銀行でございますし、ゆうちょ銀行も、これも法律が変わつても、御存じのように一般の金融機関でございます。これは一般の生命保険会社でございますから、そういったことを考えながら、しっかりとゆうちょ銀行に対するディスクロージャー等において、経営の健全性を確保する観点から、金利リスクを適当にコントロールしながら、運用手段の多様化を図る運用ビジネスモデルを実現する、ポートフォリオと申しますか、そういうことを明らかにしておりまして、金融庁としては、同行の財務の健全性の確保に向けた取組について、検査監督を通じて引き続き適切にフォローアップをしていきたいと、こういうふうに思つております。

○中西健治君 今、大臣の方からリスク管理というお話もあつたわけでございますが、リスク管理をするためには、リスク管理のノウハウというの必要であります。そして、リスク管理ができる人材というの必要ということになるわけでございますが、金融のプロ、これを完全民営化を断念してしまつたら採用できると私は到底思えないということでございますので、リスク管理もそうなるべくとなかなか思ふように前には進まないであらうというふうに考えております。

次に、郵便局で実施するとされておりますユニバーサルサービスに関連してお伺いしたいと思ひます。

ゆうちょ銀行の経常利益は四千億円から五千億円であります。この四千億、五千億、大きいような数字でもありますが、百五十六兆円の国債ポートフォリオの価格がわずか〇・三％動く、そうしたらこの利益は消失してしまうというものでございます。〇・三％、価格ですから、金利ですと、もう〇・一％未満の動きで利益が消失して

しまうということになるわけでございます。財投の時代に与えられた利ざやもはや存在していないわけでございますし、反面、こうした運用ビジネスというのは、当然のことながらノールリスク・ノーリターンなので、安定した運用収益、投資収益などというものはあり得ないということになります。

政府が提出しています郵政改革法案によりまして、ゆうちょ銀行は、ユニバーサルサービスを提供する関連銀行としての役割を担ふことというふうになされてゐます。そして、関連銀行の役割は何かといふと、簡易な貯蓄、送金、決済、こういうふうな書かれてゐるわけでございます。この三つのことをやるために、どうして大きな国債のポートフォリオのリスクを取つていかなければならないのか、金利のリスクを取つていく必然性などは全くないだらうと私は考えてゐるわけでございますが、その点どう思われるかということをお聞きしたいのと、今後、ゆうちょ銀行が先ほど述べましたように赤字になるかもしれない、実質的に破綻するかもしれない。そうしたときに税金を投入するおつもりなのか、それともユニバーサルサービスをあきらめてしまふおつもりなのか、その二点についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(自見庄三郎君) 今、中西先生御指摘のように、郵政改革関連法案においては、ユニバーサルサービスを日本郵政株式会社に担わせてゐるわけでございます。直ちに日本郵政株式会社が銀行業務を委託する立場にあるゆうちょ銀行、それから郵政改革後も銀行法が適用される、今さつき言いました一般銀行でございますので、同法の下でその業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がありますと、こう思つておりまして、一般会社であるゆうちょ銀行がその資金をどのように運用するかは経営の責任において自主的に判断されるべきものであり、その運用は適切なリスク管理の下で行われねばならないと、こういうふうにお思つております。

サービスというのは、先生もう御存じのように、全国、もう離島、へき地、それから本当に山間部でも、明治以来、昔は三千三百市町村ございましたが、三千三百の市町村すべてに郵便、貯金、保険という最低限の、人間として、何というんですか、サービスを受ける機会が実はあったわけでございます。そして、そういったこともありながら、先生が御指摘の金融上の問題もしっかり経営陣として認識しながら、やはりユニバーサルサービスを担っている社会としての安定性と申しますか、どんな過疎地にいても、やっぱり最低、日本人でございますから、であれば、やはり郵便局のサービスを受けられるということもきちっと保障されたいと申しますか、そういうモデルをつくらせていただいたわけでございます。要するに、このような制度で日本郵政グループはユニバーサルサービスを安定的かつ継続的に提供していくことが可能だと、こう思っております。そして、そういったことも是非御理解をしていただきたいというふうに思っております。

○中西健治君 今の点についてですが、ユニバーサルサービスを提供するのはどうかという問題ではなくて、こうした三つの役務を提供する銀行がどうしてこれほど過大なリスクを取らなければならぬのかということについては質問したわけでございますが、それについては今ちょっとお答えいただけなかったということでございます。

次に、金融庁の行政監督の中に、アウトライヤー規制というものがございます。今日、資料三ページ目でございますが、ちょっと手書きで修正しているところもございまして、手書きで修正したのを見てくださいというところでございますが、このアウトライヤー規制、金利リスクを過大に取らないようにということで、金利リスクの軽量化を行って、自己資本の二〇%以上ということにリスクがなった場合には金融庁の方で適切な指導を行っていくとされているものでございます。

そして、このアウトライヤー比率でございますけど、ゆうちょ銀行、二十二年三月末で二四%ということになっているわけでございます。二〇%を超えている。そして、ほかのメガバンクなどと比べると、突出した数字ということになっております。さらに、平成二十一年度から平成二十二年にかけて、数値が上昇してしまっているという実態もあるわけでございます。

こうしたことについて、ゆうちょ銀行、どうしていくおつもりなのかということについてお伺いしたいと同時に、金融庁、ゆうちょ銀行に対しては特殊な事情があるのかこれについては指導を行わないようなことを言っているわけでございますけれども、指針として書かれているわけでございますが、先ほど来申し上げているとおり、ゆうちょ銀行、これだけ大きなブレイカーなわけでございます。そして、地銀のように小さな銀行に対して規制を適用するのであれば、これだけ一番大きい参加者に規制を適用しないというのは全く理解ができないというふうに考えております。そこらについて、自見大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(自見三郎君) 今、中西議員が御指摘のように、ゆうちょ銀行のアウトライヤー比率は、同行のデイスクロージャー誌によれば、平成二十年度は二二・一、平成二十一年度は今御指摘があったように二四・一五だということに認識をいたしております。

ゆうちょ銀行は、上記デイスクロージャー誌の中でも、当行は信用リスクが非常に小さいため金利リスクへの備えとしての自己資本、今さっき言いましたように先生も御指摘の八・四兆円ありまして自己資本比率は九〇%ということを申し上げましたが、金利リスクへの備えとしての自己資本は十分にありますので経営上問題はないというふうに考えているというふうにゆうちょ銀行側も説明をいたしております。

いずれにいたしましても、ゆうちょ銀行は郵政改革後も銀行法が適用される一会社、一般の企

業、一般の会社となりますから、経営者の自主的な経営判断により健全経営の確保のために適切な取組がなされることを期待しております。

もう一点は、ほかの銀行と比べてという話がございますが、このアウトライヤー基準値がこれに該当する場合であっても、当銀行の経営が不健全であるかどうか自動的にみなされるものでなく、一つの銀行の健全性を表す当然大変、指標であるということはもう先生の御指摘のとおりでございますけれども、当局としては必ずしも直ちに経営を改善を求めるものではございませんし、ゆうちょ銀行についてはアウトライヤー基準の適用に際し、その特殊事情を勘案することになっているとの御指摘でございますが、これは郵政民営化法により郵政民営化前の定期性の預金見合いの資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられていたことが、以前そういうことが義務付けられていた時代がございましたので、によるものでございまして、ゆうちょ銀行の場合、同行のみに課せられた資産運用上の制約を勘案せずにアウトライヤー基準を機械的、画一的に適用するのじやなく、同行の実情を踏まえた監督をしていくことが重要だということに思っております。

金融庁といたしましては、ゆうちょ銀行の金利リスクを含めた各種リスクの管理体制について引き続き今注意深くフォローアップしていきたいというふうに思っております。

○中西健治君 時間が参りました。今大臣がおっしゃられたとおり、ゆうちょ銀行は特殊な設置法ではなくて銀行法で律せられているところなわけですから、ほかの銀行と区別することなく厳しい適用というのをすべきであるということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。○中山恭子君 たちががれ日本・新党改革の中山恭子でございます。

菅総理は所信表明演説の中で、供給側が幾らコスト削減に努めても値下げ競争になるばかりでま

すますデフレが進んでしまっています、これでは景気が回復しません、供給者本位から消費者目線に転換することが必要ですと述べられました。私はこの考え方、どうしても得心がいきません。

今日は佐藤先生、西田先生、御発言がございましたし、また林先生の菅総理に対する消費性向と乗数効果の違いなどに対する御質問も思い出されるわけでございますが、現下のデフレ経済を克服し、持続的な成長路線に乗せていくためには、民間だけでは推進することのできない総合的、長期的な観点からの成長基盤への投資を政府が責任を持って行っていくことが重要だと考えております。

民間だけではできない分野について、政府が責任を負うべき課題は山積しています。にもかかわらず、政府が長期的なビジョンを示せていない、二十五兆円とも言われるデフレギャップを埋める具体的な施策を持ち合わせていない、それが今のデフレ危機の課題であると考えております。もし仮に、財政赤字が大きいゆえに政府がそうしたビジョンを示し、施策を打ち出すことができないのであれば、政府の施策の在り方を工夫し、また財源確保を工夫して施策を推進すべきであると考えます。

まず、政府が日本の未来のあるべき姿、国民が将来に向かって明るい希望を持てるビジョンを示した上で、そこから出発して今どのような経済施策を打ち立てるべきかを検討することが必要でございます。政府として将来に向けた長期的な成長基盤投資や社会インフラ整備のビジョンを示すことがこの長期にわたるデフレ克服に多に貢献するかと考えますが、野田財務大臣と自見金融担当大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(野田佳彦君) 現状における問題認識、危機感、私は共有していると思うんです。菅総理もおっしゃっていますが、約、ここ二十年間、本当に閉塞感漂う社会になっていきます。特にデフレ、その影響は大きいと思います。それを克服して元気な日本をつくっていくことと

いうことで、今年の六月に新成長戦略といういわゆる長期的なビジョンを策定をさせていただきまして、閣議決定をいたしました。その中身はるる申し上げませんが、グリーンイノベーションであるとかライフイノベーションであるとか、環境エネルギーの分野あるいは健康分野、こういうところに投資をしていくことによって日本の成長のエンジンをつくっていくという趣旨になっていきます。

その具体化をしていくために今取り組んでいるのが、まずは経済対策三段構え、切れ目なくやっていくということで、向こう十年間のその戦略が新成長戦略であります。その初年度の平成二十三年度予算編成でその新成長戦略本格稼働をさせていく。その前倒しとして今五・一兆円の経済対策をまとめて補正予算として御審議をいただくこと、そういう段取りになっているということです。

○国務大臣(自見庄三郎君) 中山恭子議員にお答えさせていただきますが、基本的には先生とまさに認識を同じくさせていただいておるつもりでございます。まして、一時、官から民へということで、何でも民間にすればいいんだということで、先生も一番御存じでございますが、政策に関する、政策投資銀行と申しますか、そういうのもほとんど民間にしようという時代もございましたが、そういった、しかしながら、今先生が言われたように、民間ではやっぱり限界があるところがあるわけでございますから、そういう意味で、やはり、この前も、日本政策投資銀行、あるいは日本開発銀行時代より我が国の社会インフラ整備を金融面で支えてきた実績があり、引き続きインフラ整備に積極的に取り組んでいるものとしておりまして、少し、御存じのように、官の方に揺り戻しがあったということはもう先生御存じだと思いますが、また財政投融資、以前よりずっと小さくはなりましたが、政策的に必要性がありまして民間では対応困難な長期低利の資金供給や大規模超長期のプロジェクトの実施を可能としておりまし

て、いずれにいたしましても、こういった政策銀行の、公的な色彩の帯びた公的銀行をしつかり活用していくことも、今財務大臣も言われました、このステップ1、ステップ2、ステップ3と、こう申し上げましたけれども、そういったことをしつかり活用していくことも私は今のデフレ脱却の中では必要ではないかというふうに思っております。

○中山恭子君 三段階の政策を取るというお話でございますが、その中で、特に経済対策の雇用に対する効果について伺いたいと思います。

菅総理は所信表明演説でも雇用という単語を何度も使っていました。十月八日に、先ほどお話があったかと思いますが、決定された円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策は、財政支出規模五兆五百億円、GDPの押し上げ効果〇・六％、雇用創出・下支え効果四十から五十万人程度と言われておりますが、特に雇用に対する効果についていえば、その継続性や乗数効果はほとんど期待できないと考えられます。単発の対策であり、本当の意味での雇用対策にはならないと考えられます。緊急的な経済対策を行う場合であっても、長期的なビジョンの下、乗数効果のある雇用対策を行うべきと考えますが、財務大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(野田佳彦君) 経済対策の雇用創出効果というお尋ねだと思えます。

今ステップ2のお話だけ今出しましたけれども、ちなみに参考までに、ステップ1の経済危機対応・地域活性化予備費で九千二百億円、これ今実施中ですが、そちらの雇用創出効果が約二十万人ということ、それに加えて、今委員から御指摘があったとおり、今般のステップ2の経済対策で雇用創出・下支え効果は四十五万から五十万人程度というふうに見込まれています。

こうした確保される雇用をより継続的なものにしていくことによって国民生活の不安を取り除いて家計の所得につながり、ひいては消費につながるように、切れ目のない経済対策という位置付け

の中で最大限努力をさせていきたいというふうに思います。

○中山恭子君 長期的なビジョンを持つという点で、前回の委員会で共同溝の御提案を申し上げました。例えば、電気、上下水道、ガス、通信網、ごみ等を一緒に扱う共同溝を日本のそれぞれの都市に整備し、町の景観を美しくしていく。海外から見ても美しく魅力がある、国際文化交流の拠点ともなるような美しい都市が日本各地ででき上がっていく。あわせて、住宅につきましても、これまでの一人当たりの生活面積を二倍、三倍に広げ、二世帯、三世帯が同居できる住宅政策を採用する。こうして住みやすい都市づくりをすること。核家族化の解消、ひいては少子高齢化にも資する豊かで住みやすい都市の総合的なインフラ整備の御提案を前回申し上げました。

私案としての提案にすぎませんが、明るい未来に向けて、またデフレ脱却の施策として御検討いただけたら幸いです。

次に、長期にわたるデフレ状況下における金融面での施策について伺います。

金融面から見ますと、日銀が総額三兆円の成長基盤強化を支援する資金供給を行い、九月の第一回の資金供給は、四十七金融機関、四千六百二十五億円とのことでございます。民間金融機関を通じて成長分野への資金供給に日銀が力を入れるのは大変よいことだと思っておりますが、その一方で、このように長いデフレ状況下では民間金融機関がリスクを取って活発な融資を行うことは難しく、民間金融機関はリスクを敬遠し、証券等を買ってしのいでいるという状態に陥っていると考えられます。

今回の成長基盤強化支援資金供給の規模は三兆円ですが、これに加えて、民間金融機関がデフレギャップ二十五兆円を埋める規模までリスクを取って成長分野への融資を拡大していくという姿はなかなか想像しにくいものであります。この状況下で、民間金融機関によって自律的に成長分野への融資が拡大していく、デフレギャップを克服する

ことが可能だとお考えでしょうか、自見金融担当大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(自見庄三郎君) もう中山先生、本當御専門でございますけれども、株式会社日本政策投資銀行、また日本開発銀行時代より我が国の社会のインフラの整備を金融面で支えてきた実績がございます。引き続きインフラ整備に積極的に取り組んでいるものと承知をいたしておりました。この政策面におきましても、たしかこれは麻生内閣の一番末期だったと思えますけれども、日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案、それに対する参議院の財政金融委員会の附帯決議においても、その機能と役割の重要性を再認識した上で、改めて見直しに向けた検討を行うというふうにされておりますし、また、今財務大臣が申されましたように、本年六月に策定されました新成長戦略においても、政府系金融機関等の活用により、リスクマネー供給の促進、成長戦略分野への重点的な資金供給が盛り込まれているというふうな承知をしております。そういった意味で、今後、財務省を始め、この金融庁も関係がございますが、主管官庁において、民業の補完の原則に留意しつつ、新成長戦略をきちんと踏まえて、新成長分野に円滑なリスクマネーを含めて資金の供給を促進されるような必要な検討を行われているものというふうな考えております。

それから、先生が言われました共同溝でございますね。大変恐縮でございますけれども、国民新党もこれは非常に大事だということで、特に亀井代表は、これはどこでも、どんな地域でもできますし、それから今円高で、共同溝を造るのも、先生も御存じのように、電力会社あるいはそういったところが主でございますので、特に円高の利益も入っておりますので、そういったことを含めて是非、もう既に一部具体化しておりますけれども、しっかりとそういった先生の御意見もやらしていただければと思っております。

○中山恭子君 ありがとうございます、お考えいただきまして。全国に美しい町ができてくるとい

うことであれば、大変好ましい状況が、デフレ対策にもなりますし、美しい日本という資産にもなりますので、有効な手段ではなからうかと考えております。

また、今、金融面でのお話がありました。日銀による成長基盤強化支援資金供給も、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策も、さらに元気な日本復活特別枠も、その一番大きな目的は、すべて日本の経済のデフレを克服し、成長路線に乗せる、それに尽きていると言えらるかと思いますが、今のままでは、これまでの状態ではうまくいっていませんし、今後の動きにつきましてもまだまだ足りていないように考えております。やはり、政府が責任を持って社会インフラの整備を強力に推進する、そのための資金供給は必要に応じ日本銀行に責任を持ってもらう、これが必要だと考えております。

余り詳しくお話しする時間はありませんけれども、今、自見大臣のお話の中にもありましたが、三つほど提案させていただきたいと思っております。まず第一は、日本政策投資銀行のもっと積極的な活用でございます。

既に、日本政策投資銀行は、日銀の成長基盤強化支援資金供給を利用した低利融資を四千億円まで拡大し、融資の分野を広げていくと報道されておりました。社会インフラの整備に関して、政府の一貫した長期ビジョンに基づいて日本政策投資銀行が融資の拡大を、更に大きく拡大していくことが可能ではないかと考えております。

二つ目ですが、財政投融資制度を更に積極的に活用するということができればいいでしょうか。

財務省は、来年にも財政投融資の効果を検証する新たな監査制度を導入すると報道されておりますが、今までの無駄を省く、それは極めて重要なことでございますが、無駄を省いた後そのままだとしておいたのではまさしくデフレに陥ってしまいます。社会インフラの整備のための財政投融資を長期ビジョンに立って実施していくために、新しい財政投融資制度を考えることが必要ではないでしょうか。

第三に、PFI、官民ファンド方式を活用したインフラ投資を促進することでございます。

例えば、都市基盤としての共同溝整備であれば、広範な業種、産業の参加が期待できます。官民ファンドについては、PFI法改正の動きもあるようでございますが、こうしたものを活用して社会インフラを長期計画に基づいて整備する仕組みが考えられるように思っております。こういった考え方について両大臣の御意見を伺えたら幸いです。

○国務大臣(野田佳彦君) 中山委員から三点の御提言というふうに受け止めさせていただきたいと思っております。

まず第一点目は、政投銀をもっと活用すべきだという御意見でございます。株式会社日本政策投資銀行というのは前身がいわゆる開銀、日本開発銀行で、委員の御指摘の社会インフラ整備には相当な実績を持っていると思っております。そのノウハウと政投銀の持っている長期の資金の供給という強み、それをもっと遺憾なく発揮する場面はまだあるだろうというふうに思いますので、委員の御提言もございましたように、政投銀の積極活用、これは常に念頭に置きながら対応していきたいと思っております。

それから、財投についての御指摘でございます。御指摘のとおり、これまでは財政改革等でどちらかというと規模を少なくしていくようなことでございました。相当絞つてきてはいると思っておりますので、絞つた後は、今度はこれをどう使うか、いかに有効に使うかということが大事です。特にこれ財投というのは、民間では困難な長期低利の資金供給とか、そういう役割、大規模、超長期のプロジェクトの実施とか、その役割というのは当然のことながらあると思っております。有効に活用できるように、特に最近では羽田空港の再拡張事業などの融資で貢献できたと思っております。そういう分野がまだまだあると思っておりますので、しっかりと対応をさせていただきたいと思っております。

また、官民ファンド、PFIについても、これ

は積極的に活用するというのがこれからの流れだというふうに理解をしております。

○国務大臣(自見庄三郎君) 財務大臣が基本的に今答えられたとおりでございますが、十二年前、私、郵政大臣を橋本龍太郎内閣の下でさせていたでいておりまして、御存じのように、それまで財政投融資といいますがもう第二の予算みたいなになりまして、ここが一時、政府系の機関の無駄遣いの温床だというような、大変強い御批判もいただきました。まして、財政改革、財政機関債、財投債をつくるような仕組みに変えさせていただいた下働きを私させていただきましてね。

しかしながら、今こういったデフレになりましたので、今財務大臣にもございましたように、この財政投融資は、まさに民間では対応困難な長期低利の資金供給、大規模あるいは超長期のプロジェクトの実施を可能とするものであつて、今の時代に非常に、無駄なことはこれはいけませんけれども、ワイズスペンディングといいますが、非常にやっぱ社会のためにもなる、また経済の波及効果にもなる、そういった使い道もしっかり踏まえながら、今後とも、今財務大臣も言われましたように、日本政策投資銀行、あるいは財政投融資のいずれについても、社会インフラの整備を含め、真に政治的に必要と考えられる資金需要を踏まえて適正に、適切に活用されていくことが大事だというふうに、先生の御指摘のとおりでございます。

○中山恭子君 ありがとうございます。両大臣から、前向きと言つていいんでしょ。か、積極的な御答弁をいただけたかと思っております。大いに御健闘いただけたかと思っております。さらに、そういった中で、社会インフラ整備の重要性を踏まえた政策金融の在り方についても見直しをしていく必要があるかと思っております。

こうした施策を行う資金をどのように調達、供給していくかということを考えますと、政策金融の在り方が非常に重要であると思っております。JBIC、日本政策投資銀行をより積極的に活用するこ

とが必要、野田大臣からはそのようなお話もあつたかと思ひますが、必要であると考えております。また、政策金融機関だけでなく、独立行政法人等の財投機関による融資業務をより拡大していくことも必要であると考えています。これまでの見直しは無駄を省くという縮小方向の施策だけであつたように思いますので、新しい融資の取組、枠組みを示すことというのが足りていなかったと思つております。こうした観点から、自見大臣の御答弁にはもう入つていたかと思いますが、今後の政策金融の在り方について、財務大臣、金融担当大臣、もう一度お考えをお願い申し上げます。

○国務大臣(野田佳彦君) 政策金融の今後の在り方については、昨年六月の日本政策投資銀行法の一部改正する法律案、それに対するこの参議院財政金融委員会における附帯決議、こういったところで、その機能と役割の重要性を再認識した上で、改めて見直しに向けた検討を行うということとされておりますし、今年六月に策定された新成長戦略においては、政府系金融機関等の活用によるリスクマネー供給の促進、成長戦略分野への重点的な資金供給が盛り込まれております。

こういうこれまでの経緯も踏まえながら、今後の見直しについては、民業補完の原則に留意しながら、いかに成長分野へ円滑に資金が流れるかという観点から見直しを図つていきたいと思ひます。

○国務大臣(自見庄三郎君) もう中山先生の御指摘のとおりでございます。もう今財務大臣から基本的なことが御答弁になりましたので。やっぱ日本は、官と民とのベストバランスといひますが、それぞれ状況において、非常に景気のいいとき、あるいは新しい分野をどんどんどんだダイナミックに広げていくときは民の非常に金融機関というのは必要でございますし、しかしながら今は、もう先生が御指摘のように、デフレからなかなか脱却できないと。そういった前、なかなか民間ではリスクマネーを取りにくいというふうなこともございますから、そういったときは、きちんとやっぱ官と民とのベストバランス

で、私は少し口幅つたいことを申しますと、明治以来、百五十年前から、やはり戦後、六十五年前、国破れて山河ありと、焼け野原の中から今日の日本をつくってきたのは、やはりその時代その時代にきちきちとやっぱり官と民とのベストバランスで日本人の優れた英知をもって今日こゝまで来たわけですから。その点お互いに、官は官のいいところ、民は民の優れた特徴があるわけですから、そこら辺をきちとやっぱり政治家、先生方の御指導をいただきながら使い分けていくことが必要ではないかというふうに思っております。

○中山泰子君 ありがとうございます。

先ほど西田委員から、日本の金融機関に百四十兆円の資金がたまっているというお話がありました。これをいかに引き出して有効に使っていくかということが大きなテーマであろうかと思えます。そのときに、やはり政府が責任を持った、長期的なビジョンも持って積極的な施策を出していくということが非常に重要であろうと考えておりますし、それを行えばこの長期のデフレも克服することが十分できると考えております。やはり消費性向と乗数効果の違いということをしつかり認識していただけたら、自然にそういった政策が打ち出されてくるものであると考えております。

今日は大変積極的な考えも伺えまして、現在の政策には、長期的な日本の将来像、重点といったものを国民に示すことが欠けているということが言えるかと思っております。長期的な日本の将来像をまず示し、そのためにどのような対策を今打つべきかを考えることがデフレ脱却につながってまいります。そのための財源、方法、手段については、考えられることを総動員して、ためらうことなく検討し、実施していただけたらと考えております。

今年、国家公務員試験を受ける大学生向けの財務省のポスターのキャッチフレーズは、理想の日本をつくる、財務省だと伺いました。今求められるのは、まさに理想の日本、明るい未来に向けて

どうあるべきかを考え、論じることであろうと思っております。両大臣には、そのような観点からしっかりと対策を取ってくださるということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長(藤田幸久君) 午後二時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後二時開会
○委員長(藤田幸久君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚耕平君 民主党の大塚耕平でございます。初めての与党質問でございますので、少し頭を切り替えて質問をさせていただきますと思います。

とはいえ、今日は愛知先生、そして佐藤先生、西田先生、荒木先生、中西先生、中山先生、大変中身の濃い質疑を午前中間かせていただきました。多少意見に違いはあっても、問題意識は共有している部分が多々ございまして、是非、国会でこの質疑が政府の政策にしっかりと反映されていくという健全な委員会を是非一緒に目指していただければ有り難いというふうに思っております。

そもそも今日は西田さんにお答えいただくわけにはいかないんですが、西田さんの御質問あるいは佐藤さんの御質問を多少引用しながら、少し冒頭、私の方から考え方を述べさせていただきます。まず、私の方から考え方を述べさせていただきます。まず、与野党関係なく我が国の経済が短期的にもあるいは構造的にも大変厳しい状況に置かれているという認識は共有しているというふうに思っております。その上で、西田委員がリーマン・ショック後の動きについていろいろ付言をされましたけれども、ちょっと私の方から共有をさせていただきたい事実を少しお話をさせていただきます。

ていただきたいんですが。

リーマン・ショックが起きたときには私も野党でございました。ただし、参議院は既に多数派になっていたのであります。したがって、リーマン・ショック直後、自民党の大重鎮であられる大野功統先生とか柳澤先生から、この局面は与野党一致して経済対策を行わなくてはいけないという御相談を受け、私も例えば金融対策も含めて、例えばあの金融機能強化法をもう一回改正して復活させるべきだとか、いろいろ御提案を申し上げて、そしてあの一連の経済対策につながつていったということは是非御理解をいただきたいと思っております。その上で、補正予算の中身とかあるいはその規模について若干の意見の食い違いはあったかもしれませんが、しかし、切れ目のない景気対策が必要だということで今日まで来ているわけでございます。

そこで、皆さんのお手元には、大臣、政務官のお手元にもこういうグラフを一つお配りをしてございますけれども、このグラフは、私が初当選以来議論をさせていただいた歴代の総理大臣、財務大臣には全員その都度更新してお見せをしたグラフでございます。これは二〇〇八年ぐらいまでです。今更にリバイスすると、若干また、このグラフの下がりかけている折れ線グラフが右の方に少し上がっている状態だと思えますけれども、横軸を見ていただきますと、これは西暦なんです。細かいことは申し上げませんが、この折れ線グラフが高ければ高いほど我が国の財政は相対的に厳しい状況にあるというわけでありまして、真ん中は、急に財政状況が悪くなっているこの局面は一九四五年でございます。そして、現在の財政状況は、グラフの形状的には一九四五年当時よりも厳しい、ないしは、もう今は国債市場がちゃんとできておりますので単純にこの高さだけでは比較できませんけれども、大変尋常ではない状況であることだけは事実であります。歴代の総理、財務大臣にはこれを御覧いただいて感想を伺ったわけでありまして、私の記憶では、小泉総理にお伺いしたときには、小泉さんは沈黙をされました。どう思われますかと聞きましたら、うんとおっしゃって、うなられた記憶が私はあるんですけれども。

そこで、こういう状況の中で、西田委員が午前中に幾つかおっしゃっていただいたアイデアや御提案について、若干私なりの問題提起を、大臣に御質問させていただく前提としてちょっとお話をさせていただきますと、例えば預貸率が非常に低く、我が国には百四十兆の資金が余っているという、これは私も前、金融担当をやらしていたた立場からそのことは大変私も危惧しているんですが、しかしこの百四十兆というのはキャッシュで銀行に残っているわけではなくて、百四十兆でも既に国債を買っているわけなんです。したがって、要は銀行のバランスシート上、預金より貸出しの方が低いのでその差額の部分は預託率という形で有価証券になっていきますから、ただ、有価証券じゃなくてもっと貸出しに回したらどうだという意味での百四十兆というのは確かに私も何とかしなきゃいけないと思っているんですが、純粹にその百四十兆部分が国債を買えるということにはなかなかならないかもしれないというのがお話を承っていて気が付いた点であります。

それから、デフレ対策を何とかしなきゃいけないということなんです。これも全くそのとおりなんです。実はこのグラフ上、デフレは九五年から始まっているんです。大体、そして、このグラフの形状を御覧いただくと、一九九〇年ぐらいのころに少しグラフが下がっていますが、これはもう皆様方には釈迦に説法でございますが、バブルによって一時的に税収が増えて、昭和六十三年の赤字国債発行ゼロ達成で一時的に財政状況が良くなった。しかし、バブル崩壊でそこから九〇年代に、十三回ですか、補正予算を組んで、財政赤字が膨らんでいった過程ですね。ところが、その間もう既にずっとデフレなんです。

ということは、なぜデフレかということについて、今申し上げたデフレはずっと続いているというのは二点目。今度、三点目は、だからこそ政府が財政出動するときに、九〇年代と同じ支出の仕

方をしていたら九〇年代は現にここまで財政を悪化させてもデフレは解消しなかったわけですから、どういう使い方をしたらいいのかということも、多分この辺から西田さんと私の少しスライズとフックの差が出てくると思うんですけども。

例えば、乗数効果の話出しました。乗数効果は、確かに教科書的に言えば、一は下回らないんです。ところが、例えば、全く一以上にしない財政支出動をした場合、確かに最初の財政支出の支出を受け取る方々にとっては一の効果があるんですけども、その財政分は、これは機会費用を使っていることになるんですね。つまり、百億円使ったダムを造ると、本当はそのダムが造るときには百億の価値があってもそれ以上の価値を生まない、乗数が一のとときには。じゃ、その百億で、例えば他の成長産業、例えばEVとかFCVの技術開発に使うとかということをやると、このEVとかFCVが輸出財になって、マクロ経済のメカニズム上、更に景気を良くしていくというプラス効果もあるかもしれないので、その使い方についてはやはりしっかり国会で議論をして、それを政府に参考にしていただく必要があるというふうに私は思っております。

以上、ちょっと午前中の議論を踏まえて少し私なりの考え方を述べさせていただきますが、その上で、まず、これは私のこだわりでございますが、私のこれ恒例でありますので、財務大臣にこのグラフを御覧いただいて、日本の財政状況について感想と認識について伺いをしたいと思います。

○国務大臣(野田佳彦) まず、今までの御質問、お話を聞いておまして、午前中こっちの答弁席にいらしたければ相当助かったなというふうに思いました。

その上で、このグラフを見ての感想ということなんですが、これ明治政府以来ずっと統計を取ってきている中でこのように歴史的な経緯を一覧できて大変勉強になります。

今の財政状況というのは、特にさつきリーマン・ショック後のお話ございましたけれども、その後の実体経済への影響が非常に甚大であって、当初、平成二十一年度、税収見込みが四十六兆円だったものが、いつときは三十六・九兆になるんじゃないかと。最終的には税収、上振れもしました、四十兆には満たない。ということは、要は国の財政運営が税収よりも借入れによって成り立つ。平成二十二年度もその余波で、税収見込み三十七・四兆で国債発行四十四兆という、そういう状況の中で財政運営を行っています。

という厳しい状況は、このグラフがどうと上がる一九四〇年代の半ばと同じであって、かつて統計を取った中では、税収よりも借入れに頼ったという、分母を税収で分子を借入れにした場合一〇〇%を超えたというのは、日露戦争のときでもないし大恐慌のときでもなくて一九四六年と。これは御案内のとおり、日本が戦争に敗れて産業も、国民生活がぼろぼろになった、そのときの財政状況と今はほとんど類似をしているということでございますし、ストックベースで見ても、結果的には、これ二〇一〇年度末は国と地方の債務の長期の残高が八百六十二兆円、対GDP比一八〇%ということ、主要先進国の中では最悪の水準という厳しい財政状況であるということであるというふうに認識をしています。

○大塚耕平君 ありがとうございます。そこで、私自身、国会議員の一人としてどういう立場かといいますと、私は経済成長と、そしてこういう財政状況の下で財政健全化というのは、これは両立をさせなければならぬという立場でございます。まだ前の職場である日銀におりましたところに、小淵元総理の二兎を追う者一兎を得ずという議論がありました。財政再建か、あるいは経済成長か。そして、あの小淵さんは世界の借金王というふうには言わば明るくおっしゃって、経済成長を優先するという形で運営をされたんですが、確かにどちらがより重要か。財政健全化だとおっしゃる方、経済成長だとおっしゃる方、あるいは両立だとおっしゃる方、私は、明確に両立がもう我が国の状況においては不可避の選択肢だと思っています。

いうふうにいる立場でございます。その上で伺いをするわけでありますが、当然、同様の財政に対する危機感は自民党、公明党を始め各党の皆さん、お感じになつていただいていると思います。特に自民党の皆さんにおかれては、そういう御認識の下で財政健全化責任法案という、今そういうものをお作りいただいていると思つていますが、政府も六月に閣議決定をいたしまして、財政運営戦略というものを出しているわけがあります。

○国務大臣(野田佳彦) 大塚委員御指摘のとおり、六月に財政運営戦略を閣議決定をさせていただきました。その中身は、基礎的財政収支、プライマリーバランス、これ、対GDP比を二〇一五年までに二〇一〇年度分の半分にするということ、そして二〇二〇年まではプライマリーバランス、これを黒字化をしていくということによって、二〇二一年以降に債務の残高が安定的に縮減をしていくという、おおむね十年をにらんだ財政健全化の道筋であって、途中で三年ごとの中期財政フレームが入っているということでございます。

その我々のまとめた財政運営戦略と第百七十四国会に提出された自民党の財政健全化責任法案、恐らくこの国会でも御提出があるかもしれないけれども、問題意識については、財政健全化を進めて、そして内外の信認を確保しなければならぬ、この問題意識は共有されるものだというふうに思いますし、中身においても、先ほど申し上げたような財政健全化の目標を数字で掲げていること、それからベイ・アズ・ユー・ゴー原則を導入している、税制の抜本改革の実施など、主要な内容についても共通をしているというふうに思います。

出していますが、民主党の、民主党というか民主党を中心とする今の政権の財政運営戦略は国のみの目標を設定しているということ。それから、さつきちょっと申し上げましたけれども、中期財政フレーム三年間を財政運営戦略では位置付けていますが、自民党案では五年間の中期計画を定めることとされ、かつ国会承認を受けることとされている点、あるいは税制の抜本改革に關し自民党案では超党派協議の場を設置する旨も明記されている点等があります。

ただ、先ほど申し上げたように、問題意識とか主要な項目についてはかなり共通をしているというふうに思いますので、仮に自民党から法案が提出された暁にはしっかりと受け止めてまいりたいというふうに思います。

○大塚耕平君 今大臣から御説明いただきましたように、大枠はかなり接点があります。調整すべき点は、例えば今の中期計画の年限、自民党さんの案は五年、政府の案は三年だとすれば、まあ間を取って四年とは言いませんけれども、これは歩み寄れない点ではないと思いますので、是非、もちろん政府と野党の皆様方というだけでなく、この委員会でも議論をして、この委員会での議論が合意点を見出せるような形になれば国会としての存在意義もあるものというふうに思います。

また、財政健全化の目標も、今大臣おっしゃいましたように、自民党の皆様の場合は国、地方合算の目標であります。政府の方は国のみの目標も設定しているということは、これは差引きすれば地方は出るわけでありまして、要は自民党の皆さんが合算ベースで目標を立てるときに、合算だけじゃなくて、国と地方もそこちゃんと目標を明確にするというふうに御納得いただければ、それはそれで前進できる点でありますので、是非、財政健全化は国会議員全員にとって共通の課題だというふうに私も思っておりますので、御協力をいただきたいというふうに思っております。特に西田委員に御協力いただければ合意が近いのではないかなというふうに思います。

大臣がお触れにならなかった点で税制の抜本改

革というところが若干のその違いがあるかもしれないと思いますが、その自民党の皆様方の案は、自民党政権で最後の税法の改正やったときの附則の百四条の消費税の問題がありまして、その問題も含めて税制の抜本的な改革を行うための法制措置を講ずる上での超党派の協議の場を設置すべきだというふうになっておられまして、政府の財政戦略の方は協議の場までは書いていない。ただし、税制の抜本的な改革は必要だと言っていますので、これもやりようによっては十分歩み寄れる点だと思います。

そこで、ちよつともう一度グラフに目を落としていただきたいと思います。当然、自民党の皆さんあるいは連立であられた公明党の皆さんも、この間、財政再建の健全化の目標は何度も何度も繰り返してお作りになられた。そして、九〇年代、税制の抜本改革ということは何度も何度もおっしゃってチャレンジをされたわけですが、結果なかなか思うようにいかなかったということかと思えます。

そこで、財政の健全化は先ほど申し上げたとおりなんです。税制の抜本改革、これはよく使われる言葉で、税制のみならず、ほかの分野でも何かにつけてすぐ抜本改革というふうによく我々は言うわけですが、ほかの分野はともかくとして今日は税制の抜本改革について大臣にお伺いしたいんですが、一体その税制の抜本改革とはこれは何を意味しているのかということについて、現時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(野田佳彦君) 我が国の経済、社会、財政、大きな波に今もまれていると思うんですが、一つは人口減少と高齢化の同時進行という大きな波、それからグローバル化の急速な進展、さらに国内格差の拡大、雇用環境の変化、巨額な財政赤字の累積、こういうような課題に直面しています。

こういう課題に対応し、克服していくために税制の改革を行っていくことが税制の抜本改革の私は意義だと思っていてまして、昨年度の税制

改正大綱でも、「厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠」、こういう書き方をさせていただいております。

その上で、税制の抜本改革に必要な視点として、午前中も愛知理事とも議論をさせていただきましてけれども、納税者の視点に立つた公平、透明、納得の原則に立つということ、支え合いのために必要な費用を分かち合うこと、税制と社会保障制度の一体改革、グローバル化への対応、地域主権の確立、こういう五つの視点から抜本改革を行っていくという趣旨が書かれております。

既にもう党の中で、民主党の中で、藤井元大臣を座長として、社会保障の全体像をつくって、そこに必要とされるサービス、水準、内容を決めて、それに合わせた形で消費税も含む税制の抜本改革を行うという調査会ができました。そういう議論も踏まえながら抜本改革を行っていくというふうに考えています。

○大塚耕平君 ありがとうございます。愛知委員も税制について御質問いただいて、この税制というのは本当に、これが合意できるかどうか、抜本改革について合意できるかどうかというのがその前段の二つの相違点を埋めるためのポイントでもあると思うんですが。

私は、ちよつと個人の統治構造についての認識を申し上げますと、確かに民主党も今度PTができて、税と社会保障の抜本改革に向けた検討をいたします。他党の皆様方も当然そういう御検討をされると思うんです。しかし、税とか歳出、つまり徴税権と歳出権というのは、これは政治学の定義上、国家権力の源泉なんですね。つまり、税を集めてそれをどう配分するかというのが国家権力の源泉であるとする、この税と配分について国権の最高機関である国会がどのように関与していくかということが大変重要なことであって、憲法上国会の定義は出てきますけれども、政党というのは憲法には出てこない。つまり、国権の最高

機関である国会をどのようにマネージしていくかという一つの手段として今は政党政治というものが行われているわけでありまして、統治構造上憲法に明記されている国会が国家権力の源泉である、歳出の方は取りあえず今おいておいたとしても、税制について国会で議論した内容のよう

年やらせていただいて、与党を一年やらせていただいて、今十年目に入りました。私どもが野党のときの与党の先生方はどのようにお感じになっていたか分かりますが、野党時代、この場で議論させていたでいて、あるいは予算委員会でも議論して、いろいろ指摘をさせていただいたり御納得をいただいたことがなかなか政府の政策に反映していかないというこのジレンマは感じていました。それで国が別にうまく回っているんでしたらいいんですけども、我が国は決して今順風というわけではないという認識はみんな共有しているわけですから。ということは、財政状況を良くするために国の成長につながるような諸施策は合意ができたものはほとんど前に進めると。もう、もはや省益とかあるいは特定の方々の既得権益に拘泥して成長の障害になるようなことはあつてはならない局面だと思っているわけでありまして。

したがって、民主党は民主党として、自民党は自民党、あるいは他党の皆様方もそれぞれ、もう抜本改革、まさしく先送りできませんので、しっかりとそれぞれ御議論いただくと同時に、実は衆議院の財務金融委員会と参議院はこの財政金融委員会のこの場において税制の抜本改革について議会としてのコンセンサスをつくるということが私は個人的には大変重要なことだと思っております。で、そういう方向で個人的には努力をしております。たいと思いますので、御賛同いただける先生方にはそういう方向で御議論を賜りたいと思っております。

感想というが御所見をもし大臣にお伺いいただければ幸いです。実は、この総合取引所は、自民党、公明党の皆さんが政権を担っておられた平成十九年の経済財政諮問会議でも取り上げられて、総合取引所の設立に向かって動き始めたんです。しかし、その後、非常にぎくぐり申し上げる、だんだんフェードアウトしていった感がありますので、これは与野党関係なく、我が国の取引所の存在というものは大変世界の中で小さなものに今なりつつあります。あるいは、今後も更にシェアを奪われるリスクもある中で、ここは何とかしなくちゃいけないという考えから今の政権の成長戦略の中にも入りました。

○国務大臣(野田佳彦君) 元々、イギリスで議院が発祥したときというのは税金をどうするかというところから基本的には大きな仕事としてスタートしていますので、国民生活に直結する税の在り方を国会で活発に御議論いただいて、実は今日の午前中から質疑の中でも、うんとうなるような御質問いっぱいありました。そういうことをしっかりと踏まえてやっばり対応していくということがとても大事だというふうに思っております。

実は、この総合取引所は、自民党、公明党の皆さんが政権を担っておられた平成十九年の経済財政諮問会議でも取り上げられて、総合取引所の設立に向かって動き始めたんです。しかし、その後、非常にぎくぐり申し上げる、だんだんフェードアウトしていった感がありますので、これは与野党関係なく、我が国の取引所の存在というものは大変世界の中で小さなものに今なりつつあります。あるいは、今後も更にシェアを奪われるリスクもある中で、ここは何とかしなくちゃいけないという考えから今の政権の成長戦略の中にも入りました。

○大塚耕平君 ありがとうございます。是非、前向きに議会の議論が政策に反映されるように努力をしたいと思えます。

例えば、日本では穀物の取引所はもう本当にマージナルな存在になっておりますが、中国の取引所では例えば米が上場されたときに、米の先物価格が中国で決まっていくというようなことになることの我が国への影響等を考えますと、いろいろやらなければならぬことはあろうかと思

ます。

そこで、今私なりの問題意識は申し上げましたが、金融庁、経産省、農水省、それぞれに、既に成長戦略に盛り込まれて線表も固まっているこの総合取引所の問題について、まず現在の取引所の現状と問題点を御列席のこの委員会の委員の皆様、に御説明いただきたいのと同時に、その総合取引所の現在の検討状況について併せて一括してそれぞれにお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(和田隆志君) 金融庁を担当します和田でございます。まず、トップバッターとして金融関係のお話をさせていただきたいと思

先ほど大塚委員のお尋ねでは、この金融、それぞれたくさんございますけれども、取引所の現状と問題点をどう考えるかという御指摘でございます。御存じのように、この日本国内には東京証券取引所始め各所に取引所がございます。それぞれ個別に申し上げるのはかなりまた細かな内容にもなり時間も掛かりますので、大きく日本の金融資本市場について現状をどのように考えているか御説明させていただきたいと思

先ほど大塚委員の御指摘のように、この数年間、今まで世界第二位の残高規模を誇ってまいりました日本の証券市場でございますが、実はいろんな、規模はまだ維持しつつも、国際的な評価が次第次第に相対的に低下しつつあるという危機は金融庁としても持っております。

ちなみに、民間会社の国際金融センターとしての競争力比較というのがよく使われているのでございますが、二〇〇九年の三月の評価の時点では十五位まで転落してしまつたようなこともあり、今ようやく少しづつ戻ってきている現状ではあります。やはりここら辺で本場に本腰を入れて金融市場を活性化しなければという思いを持っております。

先ほど御紹介ありましたとおり、大塚委員はその当時政府にいらつしやつたわけですが、その政府の成長戦略の中に金融というものを将来の成長産業としたいという意思を持って盛り込ませてい

ただいたのが御紹介のあつた総合的な取引所の創設という概念でございます。今までは金融仲介機能として資金を各企業群に供給するところの機能が重視されてきたけれども、金融産業そのものを成長させて、日本の将来の成長を担うということにしていきたいという思いを持ってこれから取り組んでまいりたいというふうに考えています。

そこで、現状を見渡しますと、いろいろな世界各国の取引所がございます。当然ながら金融の取引所もございまして、後から御説明があると思ひますが、商品関係の取引所もございまして。世界を見渡してみますと、必死にこの数年間のしびれを削って効率の良い取引所をつくり、世界からのお客様を呼び込むということをやらうとするよう、一つには、そういったことをやらうとする先端的なシステム投資が掛かるということもありまして、今まで個別に取引所がそのシステム投資などに取り組むのではとてもコスト感覚がなかなか見合わないということもありまして、世界では統合が進んでいるというのが潮流でございます。

日本におきましてこの現状を見渡すに、数年前に法改正がありまして相互乗り入れが可能となつていくわけでございますが、やはりこれは、法的な概念として申し上げますと、金融商品という概念を規制します金融商品取引法、そして穀物や工業品等を要するに概念しますが、商品というものを規制します商品取引法、こうした二つの法制があり、それぞれに基づいて取引所が設立されている現状でございますが、こうしたところを更に日本全体として成長を担う産業に押し上げていくためには一緒になっていくということも一つの案ではないかというふうに考えております。

先ほどおっしゃいましたとおり、戦略の中に盛り込みましたので、これから先具体的な作業をさせていただければと思つておりまして、実は今回、今月中には統合的な取引所を創設するための検討チームというのを立ち上げさせていただきまして、今日いらつしやつておられますが、農水

省、経産省の副大臣、政務官クラスの方々にもお入りいただきまして、一緒にどういう方策がベストかということを検討させていただき、年末までには中間報告を取りまとめ、そして必要となれば年始以降の通常国会の方に皆様への法案審議をお願いしたいというふうに考えております。今のところ、まず作業チームを立ち上げるところでございます。

以上です。
○政府参考人(深野弘行君) 今御質問の件、お答えいたします。

まず、今の我が国の商品取引所の状況でございますが、経済産業省関係では、東京工業品取引所と中部大阪商品取引所というのがございます。ここで鉱物資源等の工業品の取扱ひを行つております。これにつきまして、平成十五年までは取引高が順次増えておりました、この関係、取引高を枚というふうに勘定するんでございますが、平成十五年度には一億二千万枚ということでございます。それが平成二十一年度には四分の一、約四分の一の二千九百七十五万枚に減少しているということ、大変厳しい状況でございます。

この背景は、今の経済事情だけではなくて、やはり取引システムの高度化などが後手に回つたとか、あるいは競合する投資商品がいろいろ出てきて、その中で魅力ある商品の開発がうまくいかなかったと、あるいは過去にいろんな勧誘トラブル等も多かったと、そういったことも複合的に絡んでいるというふうに考えております。

しかしながら、この商品先物市場というのは公正で透明な価格形成の場としてやはり産業にとってなくてはならないインフラというふうに私ども考えておりました、そういった点から何とか活性化をしたいということでございます。そのために取引時間の延長とかいろいろ取り組んでおりますけれども、残念ながらまだ現状うまくいくところまで行つておりません、いろんな金融商品等を垣根なく取り扱える総合取引所というのはもうこれ一つそういったことを打開する有力な手段だになり得るものだと思つておりました、金融庁、農

水省とともに検討を進めていきたいと考えております。

○大臣政務官(松木けんこう君) 農林水産省としましては、もうお二人の話と大体同じなわけでございますけれども、東京穀物商品取引所というのがあるんですけども、市場の大きさをですね、ピーク時は、平成十五年、先ほど枚という話をしましたですけども、同じように三千五百七十八万枚ぐらい平成十五年のときにその市場の規模というのはいくらだったんですけれども、今は、平成二十一年度は四百五十一万枚ということですから、マイナスの八七%、ほとんど死んでいるみたいな話でございます。ですから、いろんなシステム統合だとか合理化をしていかなきゃならないというふうに思っている次第でございます。

あとのことはいずれも前の方々と同じことでございます。まして、新成長戦略、これ六月十八日に閣議決定したことでございまして、こちらの方にのつとつて我々もしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

前政権でも提言をされ、現政権も計画に盛り込んだことの重み、そして国会で議論されていることの重みを受け止めていただいて関係省庁には迅速な御尽力をお願いをして、質問を終わらせていただきます。

○金子洋一君 お疲れさまでございます。民主党の金子洋一でございます。

大変お忙しいところお時間をいただきまして、ありがとうございます。野田大臣として櫻井副大臣、G20の蔵相として中央銀行総裁の会議の前に、白川総裁にもおいでをいただきました、ありがとうございます。

まず、円高とデフレの問題につきまして、これまでの皆様方の質疑と極力重ならない形でお尋ねをさせていただきたいと思ひます。まず、円高とデフレのメリット、デメリットということにつきまして、具体的な例でちょっと考えてみたいと思つております。

消費者にとって円高、デフレはメリットである

と、一方で生産者にとっては大変厳しい状況になるといふに一般に言われております。その具体的な例をちよつと挙げさせて、また野田財務大臣に御質問をさせていただきたいんですけれども、酒税の関係で、酒類の新ジャンルと呼ばれるビールに似たものがございます。これがいろいろ名前前で呼ばれております、ビールですとか発泡酒、あるいは新ジャンルでリキュール系というような名前がございます、それがビールの中ですと、麦芽の含有量が一般には酒税の額が決まっておるといふふうに承知をしております。ところが、その新ジャンルの中でリキュール系と申しますものがございまして、これは麦芽が五〇%未満のものにちよつと、何というんでしょうか、スピリッツを混ぜたというふうなものでございまして、こちらは非常に税率が安くなっておるといふことでございます。

何が今起きているのかというふうに申しますと、この円高の状況を利用をいたしまして、主に韓国製なんです、プライベートブランドでそうした新ジャンルのリキュール系のビールに似たものが大量に輸入をされ始めました。大体価格で申しますと三百五十ミリリットルのもので八十円から九十円ということですから、自動販売機で売っているジュースよりも安い、そういう値段段になっております。その結果、非常な人気を博しまして消費者には受け入れられている。ところが、日本国内のビール関係の会社を見ますと、その巻き添えを食ひまして、折からの不況の中で販売量も減つてしまつて、工場を閉鎖をしたり解雇をしたりということが現実には起きているわけでありまして。

これ、ビールに類しましたビールの仲間の酒税の区分をいたしまして、麦芽の含有量を基準として課税をするということが行われております。これはEUの諸国でもそういった課税の方法だそうでありまして、麦芽の含有量が多ければ多いほど風味が豊かである、含有量が多い方が税金が高い、少なくとも安いということなんです、このリキュール系と言われるもの、麦芽含有量が五

〇%未満で、そこにスピリッツを足すことによつてほかのものよりも随分とその税額が、酒税の額が安くなつておるといふところがございまして。

これは、麦芽の含有量が酒税の額を決めていくという、少なくともこれまでの酒税の在り方から見て随分とおかしな形になっていることもありまして、これが言わばその税制のゆがみをついて輸入が大量に行われているというふうに私には受け取られるわけでありまして、そのところは是正ができないものか、あるいはまた、そういったことを大局的な見地から御覧をいただいて酒税の見直しをしていただけないかというふうに思っております。

この点につきまして、財務大臣のお答えをお願いをできればと思っております。
○国務大臣(野田佳彦君) 御質問どうもありがとうございます。

私も財務省、酒税をいただく立場ということもあるんですが、たまたま今政務三役どなたも酒税をよく納めている方が多いものですから、先般そういう議論、たまたまでありますけれども、今御指摘の新ジャンル商品について議論しました。御指摘のように、今の円高の影響で、消費者にとつてはプラスかもしれません、八十円台でジュースよりも安くアルコールが買えるということはいいかどうか含めて、ちよつといろんな議論をさせていただきまして。

委員がおっしゃるような問題意識はよく分かります。業界にも、あるいはそこに働いている皆さんへの影響もあると思います。消費者にはプラスかもしれません、いろいろな影響があると思ひますので、これから税調においても酒税、大きな議論のテーマになつていくと思ひますので、議論をさせていただきたいと思ひます。

二十二年度の税制改正大綱では、この酒税の在り方について一定のちよつと方向性は出しています。それは、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目をした税制とすることを検討するという一定の方向性は出ていますが、今こういう新しい事態も起きています

で、しっかりと税調の中で議論をさせていただきたいと思ひます。

○金子洋一君 財務大臣、どうもありがとうございます。是非とも、国内の様々なメーカーから悲痛な声が上がっておりますので、お酌み取りをいただければと考えております。

さて、円高、デフレの具体例をいたしまして、今リキュール系のお話を挙げさせていただきました。消費者にとつては少なくとも短期的には歓迎すべきことでもありますけれども、生産者にとつては大変厳しいという状況になっております。実際に、九月の十五日に財務省が、一日の規模としては恐らく史上最大でありまして、二兆円という規模で為替介入を行われました。そのタイミング、大変驚きましたけれども、その当時からその効果を上げたとは私は思っております。

しかしながら、その後経済産業省から公表されました円高の影響に関する緊急ヒアリングでは、一ドル八十五円の円高が半年続いた場合には、大体六一%の企業が生産拠点を海外に移したりあるいは海外生産の比重を増やすという決断をしなればならないというふうに出ておるところであります。ちよつと先ほど申し上げましたように、工場を閉鎖をする、あるいは解雇をするということが現実のものとして我が国の中で起こつてしまつていふわけでありまして。

この円高、デフレに対して、例えば二〇〇三年から二〇〇四年にかけまして総額で三十五兆円の為替介入が我が国の政府で行われたわけでありまして。その再現をもちまして円高対策にしようという声もあるわけでございますけれども、やはり今世界各国の状況を見ても、これからG20の財務大臣・中央銀行総裁会議でもまさに議題となるであろう通貨安競争といったものに陥るのではないかと。あるいは、実際には通貨安をねらつたものではなくても、それを第一義的にねらつたものではなくても、そういうふうな外国から言われてしまふんではないかというおそれもありますので、なかなかそうしたことは取るわけにはいかないんだらうと思ひます。

そこで、そうした為替介入以外の手段につきまして、ちよつとお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、二〇〇八年からのリーマン・ショック以来の円高ドル安につきまして、政府、日銀のそれぞれの政策に原因の一端があるのではないかと、そのように考えておりますので、これは日銀の白川総裁、そして櫻井副大臣にお尋ねをしたいんですが、それぞれお答えをいただけないでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。リーマン・ショック後の為替市場の動きを見ますと、金融システムの状況、あるいは米国経済の先行きなどに対する市場の見方の変化を反映して為替レートは変動をしております。思い起こしてみますと、リーマン・ショックの直後、これは欧米金融システムへの不安が高まる中で、日本の金融システムは相対的に頑健性を維持しました。その下で円高が進みました。

一方、例えば今年の春を考えてみますと、米国経済の先行きに対して、我々からしますと、やや楽観的なと思われる見方が市場関係者の間で広がりました、そうしたことをバックにしまして、今年の前半はむしろドル高円安方向の動きでございました。

それから、この夏場以降を考えてみますと、この夏場以降、特に為替の問題についていろんな議論が高まっております。この八月、九月、それから現在に至るこの動きを改めて振り返ってみますと、この間どの通貨が一番上がったかなというふうに見てみますと、これ、資源国あるいは新興国の通貨、例えばオーストラリア・ドル、これは大変に上がりました。今、一九八三年以来の最高値を付けていますし、それから新興国の代表でもありますブラジルのレアル、これも大変に上がりました。

一方、いわゆる安全通貨として、スイス・フラン、それから日本円もこれは買われました。それからユーロにつきましても、七月の半ばごろまでは例の金融システム不安でユーロは売られました

けれども、その後、ストレステストを無事通過しまして、結局ユーロもかなり上がってまいりました。

こうやって見てみますと、下がったのは、主な通貨ではこれはドルだけであります。言わばこれ、ドルの全面安ということでございます。これは、特にこの七月以降、それから八月に掛けて強まりました米国経済の先行きに對する不安感の強まり、これがドル安という形でいろんな通貨にそれが反映したということでございます。

私が申し上げたいことは、為替市場で為替レートはいろんな要因を反映して動きますけれども、一番大きいことはやはりそれぞれの国の経済の強さ、弱さ、あるいは金融システムの状況、こうしたものを反映して変動をしていくというのがこれは基本的な動きだろうというふうに思います。

ただ、いずれにしても、日本銀行としては、円高が経済に与える影響については非常に注意して見ております。そうしたことも十分に踏まえまして、先般強力な金融緩和を更に強めたというわけでございます。

○副大臣(櫻井充君) 今、白川総裁から御答弁がございましたが、大きな流れについてはそのとおりだろうと思っております。

リーマン・ショックの後は、やはり住宅バブルの崩壊によってアメリカ経済が大きな打撃を受けた。それからもう一つは、証券化商品等の問題があつて、金融システムにも大きな影響があつたからこういう流れになつていろうと思つていゝるんです。ただし一方で、その影響で日本経済はどうなのかといいますと、現時点で、少しずつ回復基調にはあるものの、リーマン・ショック以前まで戻つてゐるのかというと、必ずしもそうではございません。

ですから、我々から見れば、日本の経済の状況も決していいわけではないんですが、ほかの国々と比較したときには、これは投資家や、それからそういった、投機と言つたら怒られるのかもしれないが、そういうマネーの動きはどうもまだ日本経済の方がいいんじゃないだろうか、という

う考え方に沿つて今のようになつてきてゐるのではないかなと、そう思つてゐます。

ただ、一点非常に面白いと思つてゐるのは、ちよつとこれはこれから研究しなければいけないと思つてゐますが、以前はそういう形で動いてゐたものが最近はどうも日米の金利差などが影響してきてゐるのではないかと、そういう見解もござゐますので、この点についてはこれから勉強させていたきたいと、そう思つてゐます。

それから、その中でやはり政府としては財政政策を打つて出さなければならぬと、今そう考えておゐまして、午前中のところでも野田大臣から御答弁ございましたが、九千二百億円の予備費の活用、そして現在、補正予算、これから提出させていただきますが、そして二十三年度予算と、切れ目ない形で財政政策を打つていきたいと思つてゐます。

その中で、今ちよつと予算の査定をさせていただいてちよつと気が付くことがあります。それは何なのかというと、ずつとその財務省の方々が査定をやつてこられてゐる中で、それからこれは自公政権下でもずっと様々な対策が打たれてゐるにもかかわらず、なぜこれだけ長期間回復基調に乗つてゐないんだろかということをしてこれは真剣に考えないといけないことではないのかと思つてゐるんです。

そういう意味で、例えば成長戦略で港の整備が必要なんですと、そうあるんですが、港湾局長と話をすると、東京やそれから大阪などのハブ港をどうするんですかと十一年後か十五年後だという話になつてしまつてゐるんですね。こういうところに、午前中、中山委員からも御指摘がありました。例えば財投マネーをうまく使つて整備をもう少し前倒しできないんだろかとか、それから、予算措置の中でも各省様々な同じような項目で予算要求が出てきてゐるものをもう少し整理できないんだろかと。そうして、そういったところにもっと多くの予算を付ける等、五年後ぐらい、若しくはある程度のスパンを持つてこう

やつて成長していくんだという絵をかいた上での予算措置をやる必要があるのではないかと思つて、今財務省として検討させていただいてゐるところでございます。

○金子洋一君 どうもありがとうございます。大変に大きな視野に立つたお話をちょうだいをいたしました。ただ、ありがとうございます。

また、ただ、これは白川総裁の御答弁の中にありましたけれども、簡単に言うと、経済の強さの差と金融システムの頑強性、頑健性で我が国の円が高くなつたというふうには理解させていただいたんですが、ただ、その二〇〇八年の九月以降の、例えば鉱工業生産指数の動きを見ますと、この金融危機の発信源でありました米国の鉱工業生産指数の落ち方は大体一五％、一方で、我が国の場合は恐らく三〇％をちよつと超える程度落ちてきたと思ひます。そういったことが二〇〇八年中に起きたと。ということを考えますと、果たして経済の強さという意味で日本の方が米国より強かつたのかということになりますと、大いに疑問ではないかと思ひます。

さらにもう一点、金融システムの安定性と頑健性ということでございますけれども、確かに、二〇〇八年九月以降、FRBはバランスシートを二・五倍に年末までに大きくいたしました。その二〇〇八年中では余り金利の付かないもの、資産が買いオペの対象でしたから、その当時のFRBの政策というのは、まあ言わば信用緩和だつたと思ひます。ところが、二〇〇九年の二月か三月ごろから金利の付く資産を買うようになった。具体的に申しますとMBSですけれども。といったことになりましたと、FRBもバランスシートの大きさはそのままにして、二〇〇九年の三月以降は言わば量的緩和に移つたのではないかなと思ひます。

となれば、二〇〇九年の三月以降は、金融システムの安定性という面でも我が国と米国の差というのは余り大きくなくなつてしまつたのではないかと。それでも引き続き、特に二〇〇九年の三月以降においても円高の基調、つまり二〇〇八年の九月

の以前は円・ドルレートで申しますと百十円あるいはもうちよつとあつた。ところが、それから二〇〇八年の十二月辺りには九十円ぐらいになつたと。そういった傾向がずっと続いてゐたというのは、経済の強さあるいは金融システムの安定性ということだけでは説明がでないのではないかとと思ひます。

やはりこゝは、例えば国際金融の教科書など見てまいりますと、長期的には購買力平価で決まるんだということでありまして、購買力平価で決まていくと見てゐた方がいいのではないかなと思ひます。となりますと、今の円高ドル安を直す、つまり長期的に有効な手段というのは、やはりデフレから脱却するしかないわけであらうと思ひます。これも白川総裁にお尋ねをさせていただきます。

六月の金融政策決定会合で成長基盤強化のための新貸出制度を実現をされたということでありまして、ただ、その会合の中で複数の委員が資金供給以外にも成長基盤強化の方策を検討する必要があるというふうには御発言をされてゐたようでありまゐす。資金供給以外にもというところがやや引つかかるんですが、成長基盤を強化するということがでありますと、これは産業政策であらうと思ひます。私の理解では日本銀行の業務というのは金融政策に限定をされてゐると思ひますので、こうした成長基盤強化の方策の実施というのは日銀法のどこに根拠があるのか教えていただきたいと思ひます。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

現在、日本経済が直面してゐる問題、これ、様々な問題に直面してゐますけれども、一つは物価安定の下での持続的経済成長経路にできるだけ早く復帰するといふ、これは言わば循環的な問題、それからもう一つは人口の減少あるいは生産性上昇率の低迷ということに起因しました潜在成長率の趨勢的な低下傾向と、この二つでございます。

この二つは、一つは循環、他方は中長期的というふうに取りあえず私今説明いたしましたけど、

実はこの中長期的な問題が循環的なデフレの問題にも大きな影響を与えているというふうに思っています。つまり、趨勢的に潜在成長率が下がってまいりまして、人々は将来自分の所得が増えていくというふうにはやっぱり自信が持てないわけでもあります。そうなりますと、当然みんな支出は抑制するというようになってまいります。そういう意味で、私はデフレの問題の根源にある問題は、この日本経済の趨勢的な潜在成長率の低下だということに思っております。

この潜在成長率をそれではどうやって高めていくのかというところは、これはもちろん、直接的にはこれは日本銀行の仕事ではございません。何よりも民間の企業が一生懸命努力をする、それからそうした企業を政府が環境面で支えていくということが、これはもちろん基本であることは十分に承知しております。

そういうふうな申し上げた上で、それでは日本銀行はこの面でやるべき仕事は全くないのかというふうな問いを立てますと、これは日本銀行の持っている手段でもってすることで役に立つことがあればそれはやっぱりやっていく必要があるというふうな判断いたしました。これだけデフレの問題が大きな問題だというふうに認識している以上、そうしたことをやっぱり考えていく。

その場合に、日本銀行の法律の上でそれは何条で読めるのかということでございますけれども、日本銀行法の第二条で、物価安定を通じて国民経済の健全な発展に資するという金融政策の使命にこれは合致しているというふうに思います。それから、業務という面では、これは具体的に日本銀行が行います業務を日本銀行法の三十三条で具体的に規定しております、その条項に則して私どもは行っているという理解でございます。

○金子洋一 君 ありがとうございます。
今のお話を伺っておりますと、一点私とも思うところがございますけれども、循環的な部分と中長期的な潜在成長率の問題と、潜在成長率を上げるためにこの成長基盤強化のための政策を取っておられるんだという御説明で、それは誠におっしゃ

るとおりだと思っておりますが、ただ、デフレ克服、デフレ脱却という観点から見ると、中長期的な問題よりも短期的な問題の方が大きいのではないかとおっしゃる方がむしろ例えば学問の世界でも多いんじゃないかと思えます。

ですから、今の白川総裁の御説明、私には、経済が常に均衡状態にあると仮定すれば、潜在成長率を上げるということではデフレ脱却ができるんだということ、それは正しいと思うんですが、今均衡状態にないんだと、むしろ均衡状態にない短期的な出来事の方がインパクトが大きいんだと考える方々の方が学界も含めて多いんじゃないかと思えます。

となりますと、やはりそういった金融政策の方にも全力投球をしていただかなければならない、今おっしゃったその潜在成長率の問題以外にも全力投球をしていただかなければならないということになると思いますが、去る六月に閣議決定をされました新成長戦略で、景気回復の継続が予想されるフェーズIにおいて、物価については、デフレを終わらせ、GDPデフレーターで見て一程度の適度で安定的な上昇を目指すこととされております。

まず第一点として、そのGDPデフレーターで見て一程度の上昇ということ、これを中長期的な物価安定の理解から見てどうお考えになるのかということが第一点。そしてもう一点は、このGDPデフレーターで見て一程度の安定的な上昇を実現する具体的な方策はどのようなものかを考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。

もちろん、先ほどの成長基盤強化ということが日銀の所掌の中に落ちるということでありましたならば、当然、物価という問題はまさに所掌中の所掌でございますので、その点十分御認識をいただいた上で御答弁を願えればと思います。

○参考人(白川方明君) 日本銀行も含めて、中央銀行の金融政策の目的、これは物価の安定を通じて持続的な経済の発展に貢献していくということでございます。

その場合、その物価というのを何で測っていくのかということでございます。物価情勢は、もちろん単一の物価指数を見てこれですべて分かるということではございませんけれども、しかし、一般の国民の方から見ても分かりやすい物価の指標は何なのかというと、やはりこれは消費者物価指数だということに思います。先進国の中央銀行それから新興国の中央銀行も含めてほとんどすべての中央銀行が基本的には消費者物価指数を基に金融政策を説明しているというふうに理解しております。

この消費者物価指数で見た物価の安定ということについて、もう委員よく御存じのとおり、日本銀行は中長期的な物価安定の理解という形でその数値的な定義も明らかにしております。消費者物価指数の前年比で見て二%以下のプラス、中心値は一%という上昇率を念頭に置いて金融政策を行っております。

それで、GDPデフレーターでございますけれども、GDPデフレーターもこれはこれで情報価値のある物価の指標の一つだというふうに思っております。ただ、GDPデフレーターにつきましては、これは、例えば原油価格が上がっていく、あるいは国際商品市況、食料品の値段が上がっていくというときにはGDPデフレーターはこれ以下がっていくと、逆の場合にはまた逆だということ、これも一例ではございますけれども、国民の方とのいろんなコミュニケーションを図っていく上ではなかなか説明のしにくい指標であることもこれは多くの中央銀行が認識しているわけで、だからこそ消費者物価を使っているわけでございます。

ただ、いずれにしても非常にもしっかりしてございますことは、物価の安定を目指してしっかりと努力していくということ、これは私どもとして肝に銘じるところでございます。

もう既に御存じのことではございますけれども、先般も包括的な金融緩和と政策ということで一段と強力な金融緩和を打ち出しました。日本銀行としては、先ほどの分類でいきますと循環的な問題

としてこのデフレ、この問題にも金融政策面で最大限の努力を現に続けていますし、これからも続けていきたいというふうに思っております。

○金子洋一 君 ありがとうございます。

まさにその包括的な金融緩和と政策の中で、ある文言についてお尋ねをしたいと思っておりますが、「中長期的な物価安定の理解」に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続」という表現がこの(2)の中にございます。大変いい、これは財金の部門会議の中では日本銀行の方がこれはコミットメントをしたんだという御説明をいただきましたけれども、これまでの金融緩和の中で、こうしたその安定が展望できる状態になった云々というような類似的表現はなかったのでしょうか。そして、そのときにはどのような結果になったのでしょうか。そして、その政策判断の評価についてもお尋ねをしたいと思えます。

○参考人(白川方明君) お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、日本銀行は今回を含めまして三回、今コミットメントという言葉を使われましたけれども、そうした時間軸政策を採用いたしました。

一回目は、一九九九年から二〇〇〇年に実施しましたいわゆるゼロ金利政策ということでございます。当時はデフレ懸念の払拭が展望できるまでこうした政策を続けますということを発表いたしました。二回目は、二〇〇一年三月から実施しましたいわゆる量的緩和と政策の時期でございます。このときは消費者物価指数、除く生鮮食品のベースで見ても前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまでこの政策を続けますということコミットする、約束をしたということでございます。それで今回三回目ということで、先ほど委員がおっしゃった政策を発表いたしました。

こうしたいわゆる時間軸政策の評価、特に学問的な評価ということについてはいろいろな研究者が行っておりますけれども、そうした研究の成果と、それから私どもの金融政策決定会合での議論、これを総合しまして私なりの評価をいたしま

すと、この時間軸政策が一番効果を発揮するのは、景気が本格的に良くなっていくというときに、この約束があることによって現在の低金利がまだ続くということが最後背中を押していくわけでございます。

今、これは日本銀行もそうですし、ほかの先進国もそうですけれども、景気の状態、これは力強さが今ないわけでございます。回復はしていますけれども、緩やかな回復でございます。そういうときに現在の低金利が続くということは、これはある意味で、みんなそういう金利が続くんだろなというふうにいるわけでございます。そういう意味で、この効果に関する評価という意味では、景気がこの後持ち上がっていくときに、その段階でより大きな効果が発揮されるものだというふうに理解をしております。

○金子洋一君　ありがとうございます。

ゼロ金利のときと量的緩和のときだということでありまして、ちょっと私のお尋ねの仕方が悪かったのか、そこから脱出するときの、言わば出口戦略を取ったときのタイミングと、その結果がどうだったのかということをお尋ねをしようと思つたんですが。

例えば、ゼロ金利政策のときでしたら、デフレ懸念の払拭ということが展望できる情勢になるまでという速水総裁の御発言があつて、実際にゼロ金利政策から離脱をしたのが、これが二〇〇〇年の八月になりましたが、では、その二〇〇〇年の八月にはデフレ懸念の払拭ということが展望できるようになっていたんでしょうか。その点についてお答えいただきたいと思つています。

○参考人（白川方明君）　金融政策決定会合では、その時点その時点で利用できる情報、これを基に将来を予測し、政策を行っているということでございます。その時点でデフレ懸念の払拭ということが展望できるというふうには判断をしてゼロ金利政策を解除したというふうには理解をしております。

もちろん、経済のその後の展開ということ、これはこのときに限らず、いつも新しい情報が入つてまいります。あのときでいきますと、世界的なITバブルが崩壊をし、その結果、世界経済全体として、もつとその後は非常に厳しい状況になったということは、そのとおりでございます。この点につきまして、これは当時、日本銀行に限らず、欧州中央銀行、FRBも共に、世界の重立った中央銀行はいずれもそうした世界経済の落ち込みということをその夏の時点で織り込んだわけではなかったということはそのとおりでございます。

私としては、過去のいろんな政策、いろんな政策の判断、それからその後の経済の推移、そうしたことをそれぞれ自分なりに反省の材料にもし、将来に生かす材料として、今度のこの政策についてもまた生かしていきたいというふうに思っております。

○金子洋一君　済みません、やや抽象的なお答えなんです、じゃ具体的にお尋ねをいたしますけれども、その二〇〇〇年の八月の時点で、消費者物価指数の動きを見て、それは継続的にプラスになつておりましたでしょうか。

○参考人（白川方明君）　金融政策の効果、これが発揮されるのは、これは一年半あるいは二年、場合によってはもっと長いというのがこれは一般的な理解であります。

つまり、金融政策の効果波及は時間が掛かると。つまり、その時点での物価上昇率、それだけで判断するとこれは金融政策を誤るといふのが、これが教訓でございます。直接の御質問に対するお答えではないかもしれませんが、例えばバブルのときもそうでしたけれども、例えバブルのときに足下の物価上昇率、これは非常に安定している、しかしそれが二年たち三年たつと非常に大きな不均衡をもたらすと。

そういう意味では、この時点でのポイントがデフレ懸念の払拭が展望できるかどうかという判断であつたというふうには理解、認識しております。その時点ではデフレ懸念の払拭が展望できるというふうには判断したというふうには認識しております。

○金子洋一君　今のお答えを日本語として解釈をさせていただきますと、もちろん御存じのように、二〇〇〇年の八月の時点では消費者物価指数は継続的に前年同月比でマイナスを続けておりましたことは、総裁よく御案内のことだと思つております。前年同月比でマイナスをずっと続けていたにもかかわらず、しかも物価の安定ということが日銀の最大の政策の目的であるにもかかわらず、その時点でデフレ懸念の払拭が展望できたとおっしゃっているわけですね。

○参考人（白川方明君）　繰り返しになりますけれども、物価が経済に対する、景気に対する、これは全体に遅れて反応する、そういう指標でございます。したがって、物価の将来を見通していくというときには、例えば設備稼働率がどうか、あるいは雇用情勢がどうか、そうしたことを総合的に判断してかなり先の物価を予測するわけでございます。足下の物価が今マイナスであるということ、その一点だけでもございまして、足下の、例えばこれはバブルのときも足下の物価は、これはマイナスもございました。

したがって、私は足下の物価、これはこれでもちろん大事ですけれども、それ以上に大事なことは、この後物価の軌道がどういうふうな軌道になつていくかということでございます。今回、私どもの発表の中では、先々の経済・物価情勢を展望して、で、物価安定を展望できると、そうした姿を展望できるかどうかということを強調して発表しておりますけれども、それもそうした趣旨によるものでございます。

○金子洋一君　おっしゃることが正直申し上げまして分かりません。

これ、一九九九年の四月十四日の日銀総裁、速水総裁だと思つても、デフレ懸念が払拭されたか判断するときの条件は何かという記者からのお尋ねに対して、条件と言われても困るが、この辺は、私どものいわゆる長年の経験や専門的な見方で判断できるとおっしゃっております。

その判断というのが、足下の物価が長らく前年

同月比でマイナスを続けている、それなのに、今後これは必ずプラスになりますよと言われても、まさに市場とのコミュニケーションもできませんし、先ほど総裁はGDPデフレーターを使うと一般の方々に分りにくいとおっしゃいました。GDPデフレーターよりも消費者物価指数の方が分かりやすいとおっしゃいました。いや、私には、そういうことの分かりやすさよりも、足下のCPIが継続的にマイナスを続けているのに何でデフレ懸念の払拭と言うことができたのかということの方がよっぽど分かりにくいと思うんですが。それが一般の企業人やあるいは御家庭の皆さんの感覚ではないでしょうか。

これでデフレ懸念の払拭ができたとおっしゃられても、そして消費者物価の動きを見て判断をしましたとおっしゃつても、これはどこで判断をなさつたのかと。消費者物価指数を御覧になるとおっしゃつて足下がずっとマイナスだと別に消費者物価指数の動きを見ても上の方を向いてきません。

そういったことを踏まえてまいりますと、なかなかこうしたことを、包括的な金融政策につきましてコメントメントをなさつたんだ、信じてほしいと言われても、これはやはりだれも信じてくれないんじゃないかと思つています。特に、海外から今我が国は投資を求めなければならぬ状況にあります。それに、海外の皆さんに対して、そういった、日本語ではこういうふうには解釈するんですよと言つてだれが理解をしてくれるんでしょうか。私はそこは全く納得いきませんし、またこの問題につきましては引き続きお尋ねをさせていただきたいと思つております。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○委員長（藤田幸久君）　本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

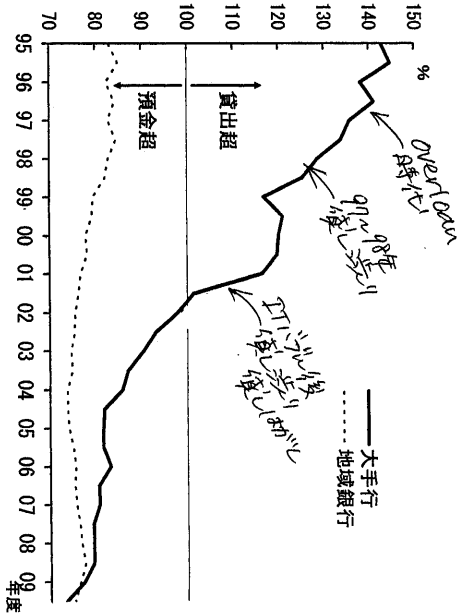
午後三時十五分散会

〔参照〕

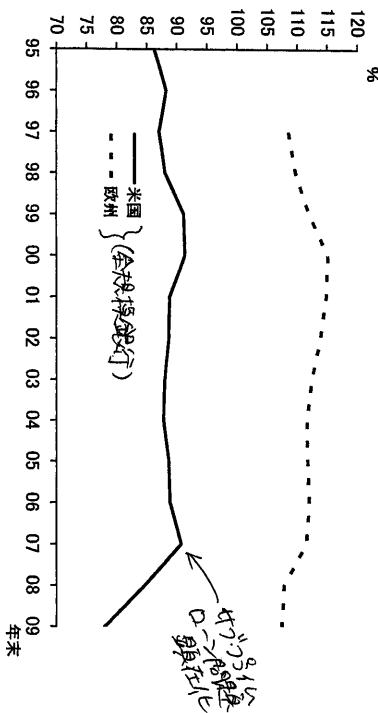
(佐藤ゆかり委員資料)

銀行の預貸率

1 邦銀の業種別預貸率の推移



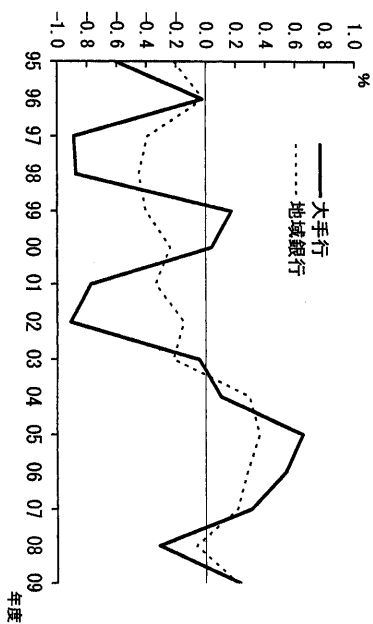
2 米・欧の預貸率の推移



(出典) FDIC Historical Statistics on Banking, ECB Statistical Data Warehouse [Aggregated balance sheet of euro area MFI's]
(注1) 預貸率=総貸出÷総預金
(注2) 米国の計数はFDIC加盟商業銀行が対象

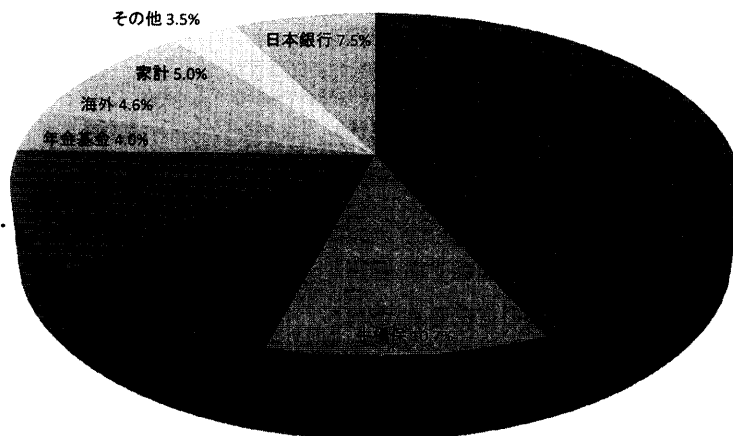
2010.10.21. 参議院財政金融委員会 自由民主党 佐藤ゆかり

邦銀の収益性(当期純利益 ROA)



2010.10.21. 参議院財政金融委員会 自由民主党 佐藤ゆかり

平成22年3月末国債保有者内訳



日本銀行資金循環統計を元に中西健治事務所作成

2010年10月21日

1

参議院財政金融委員会

ゆうちょ銀行保有国債の平均年限とリスク

(単位: 百万円)

	平成21年度末							合 計
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	
国 債	31,349,875	47,730,853	28,495,770	25,031,227	19,986,189	3,297,646	—	155,891,563
地方債	797,125	969,477	1,632,831	1,001,252	846,212	42,302	—	5,289,202
短期社債	364,959	—	—	—	—	—	—	364,959
社 債	1,566,203	2,863,921	2,294,530	1,044,140	3,285,747	861,727	—	11,916,270
株 式	—	—	—	—	—	—	900	900
その他の証券	70,152	774,769	1,734,222	727,268	357,567	50,053	1,053,758	4,767,791
外国債券	70,152	774,769	1,734,222	727,268	357,567	50,053	—	3,714,033
外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	34,148,317	52,339,021	34,157,354	27,803,888	24,475,717	4,251,729	1,054,658	178,230,687

平均残存年限の計算

$$(0.5年 \times 31.35兆円 + 2年 \times 47.73兆円 + 4年 \times 28.50兆円 + 6年 \times 25.03兆円 + 8.5年 \times 19.99兆円 + 15年 \times 3.30兆円) \div 155.89兆円 \approx 3.8年$$

リスク量の計算(利回り、利率が低いために年限とデューレーションは同じと仮定)

$$155.89兆円 \times 3.8年 \times 1\% \approx 5.9兆円(1\%あたり)$$

2010年版ゆうちょ銀行ディスクロージャーのデータを元に中西健治事務所作成

2010年10月21日

2

参議院財政金融委員会

アウトライヤー基準による数値比較

		21年3月末	22年3月末
三菱東京UFJ銀行(連結)	経済価値低下額(億円)	4,569	4,047
	広義の自己資本(億円)	98,370	122,507
	比率	4.6%	3.3%
三井住友銀行(連結)	経済価値低下額(億円)	5,884	5,327
	広義の自己資本(億円)	68,429	86,920
	比率	8.6%	6.1%
ゆうちょ銀行	経済価値低下額(億円)	18,083	20,227
	広義の自己資本(億円)	81,524	83,752
	比率	22.2%	24.2%

(注)ドル、ユーロなど他通貨資産に係るリスクも含む

2010年版各行ディスクロージャー誌より
中西健治事務所作成

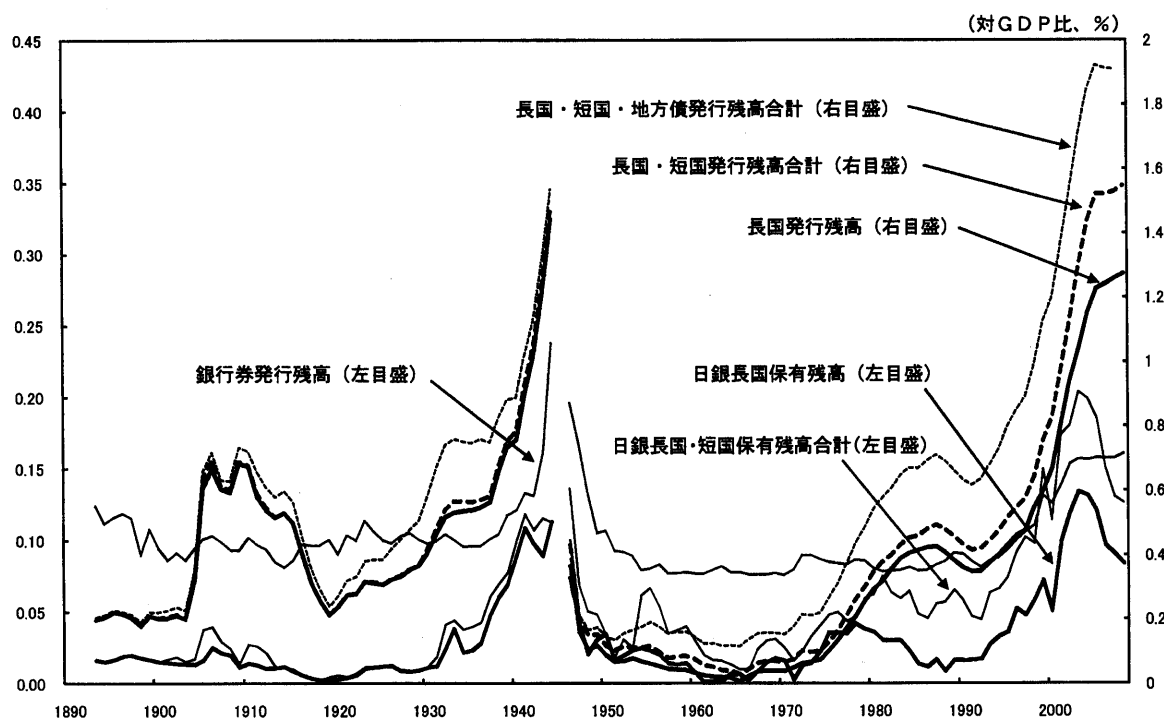
2010年10月21日

3

参議院財政金融委員会

(大塚耕平委員資料)

日本の財政赤字の実情



平成22年10月21日参議院財政金融委員会
民主党 大塚耕平提出資料(本人作成)

十月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五十八条の規定による手当金(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するためのもので当該手当金と併せて政令で定める要件を満たす補助金が交付されるものに限る。)、口蹄疫対策特別措置法第六条第九項の規定による補てん金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金(以下「手当金等」という。)の交付を受けた場合には、当該個人(その交付を受けた日の属する年分の当該手当金等の交付により生じた所得に対する所得税を免除する。)

2 前項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人税の特例)

第二条 法人(人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が、指定期間内に手当金等

の交付を受けた場合には、当該法人の当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該手当金等の交付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に手当金等の交付を受けた場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該手当金等に係る利益の額に相当する金額は、当該手当金等の交付を受けた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 人格のない社団等 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

二 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

三 連結親法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

四 連結完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

五 連結子法人 法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

六 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

七 連結所得 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

4 前項に定めるもののほか、手当金等に係る利益の額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約十三億円である。

平成二十二年十一月一日印刷

平成二十二年十一月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F